

令和元年度

海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業
(ネパール)

報告書

令和2年3月

アイ・シー・ネット株式会社

注意事項

・本事業は、農林水産省大臣官房国際部の委託により、アイ・シー・ネット株式会社が実施したものであり、本報告書の内容は農林水産省の見解を示すものではありません。

免責事項

・農林水産省及びその委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負うものではありません。

これは、たとえ、農林水産省及び委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社がかかる損害の可能性を知らされていた場合でも同様とします。

・本報告書の記載内容は、委託事業者であるアイ・シー・ネット株式会社による聞き取りによるものですが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

略語表

略語	正式名称	和訳
CTEVT	Council for Technical Education and Vocational Training	技術教育職業訓練評議会
DOI	Department of Industry	(産業省) 産業局
DOFE	Department of Foreign Employment	(労働・雇用・社会保障省) 海外就労局
EIA	Environmental Impact Assessment	環境影響評価
FDI	Foreign Direct Investment	直接投資
FITTA	Foreign Investment and Technology Transfer Act	外国投資と技術移転法
FNCCI	Federation of Nepalese Chambers of Commerce and Industry	ネパール商工会議所連合会
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
Genebank	National Agriculture Genetic Resources Centre-Genebank	ジーンバンク/遺伝子銀行
IDACA	Institute for the Development of Agriculture Cooperation in Asia	アジア農協振興機関
IEE	Initial Environmental Examination	初期環境評価
ISTA	International Seed Testing Association	国際種子検査協会
JA	Japan Agricultural Cooperatives	農業協同組合
JALTAN	Japanese Language Teachers' Association Nepal	日本語教師協会ネパール
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
JIRCAS	Japan International Research Center for Agricultural Sciences	国立研究開発法人 国際農林水産業研究センター
JITCO	Japan International Training Cooperation Organization	国際研修協力機構
MoALD	Ministry of Agriculture and Livestock Development	農業・畜産開発省
MoLESS	Ministry of Labour, Employment and Social Security	労働・雇用・社会保障省
NACCFL	Nepal Agriculture Co-operative Central Federation Limited	ネパール農業協同組合中央連合会
NAFEA	Nepal Association of Foreign	ネパール外国人雇用斡旋業協会

	Employment Agencies	
NARC	Nepal Agricultural Research Council	ネパール農業研究評議会
OJT	On-the-Job Training	現任訓練
PAN	Permanent Account Number	納税番号
PGRAsia	Plant Genetic Resources Asia	植物遺伝資源の利用促進のための 国際共同研究プロジェクト
SAARC	South Asia Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SEAN	Seed Entrepreneurs Association of Nepal	ネパール種苗協会
SRC-CAP	Sindhuli Road Corridor Commercial Agriculture Promotion Project	シンズリ道路沿線地域商業的農業 促進プロジェクト
SQCC	Seed Quality Control Center	種子品質管理センター
UPOV	Union Internationale pour la Protection des Obtentions Végétales	植物の新品種の保護に関する国際 条約
VAT	Value Added Tax	付加価値税
WTO	World Trade Organization	世界貿易機関

目次

1	事業の背景・目的	1
2	本事業実施の基本方針	1
2-1	前年度（平成30年度）事業との関係	1
2-2	調査項目	2
2-3	専門家の選定	3
2-4	作業工程	3
3	「ネパール農業・食品関連ビジネスセミナー」の開催	4
3-1	開催概要	4
3-2	開催目的	4
3-3	プログラム	4
4	専門家派遣調査	6
4-1	調査日程	6
4-2	調査グループの構成	6
4-3	現地調査報告（1）：農業・家畜開発省表敬	7
4-4	現地調査報告（2）：カトマンズ市における調査	7
4-4-1	グループ1：日・ネ間の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野	8
4-4-2	グループ2：日・ネ間の政府間における協働の可能性：農業者の組織化	8
4-4-3	グループ3：日本企業の投資ニーズ	8
4-4-4	グループ4：日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性	8
4-5	現地調査報告（3）：ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム	9
4-6	現地調査報告（4）：民間企業・団体、研究機関等訪問（地方）	11
4-6-1	行程1	11
4-6-2	行程2	12
4-6-3	行程3	12
5	調査結果	13
5-1	日本企業の投資ニーズ	14
5-1-1	基礎調査	14
5-1-2	調査結果	15
5-1-3	官民合同会合での議論	20
5-1-4	まとめ、今後の活動に係る提言	21
5-1-5	専門家の意見	21
5-2	日・ネ間の政府間における協働の可能性：農業者の組織化	22

5-2-1	基礎調査	22
5-2-2	調査結果	23
5-2-3	官民合同会合での議論	26
5-2-4	まとめ、今後の活動に係る提言	26
5-2-5	専門家の意見	27
5-3	日・ネ間の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野	28
5-3-1	基礎調査	28
5-3-2	調査結果	30
5-3-3	官民合同会合での議論	37
5-3-4	まとめ、今後の活動に係る提言	37
5-3-5	専門家の意見	38
5-4	日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性	41
5-4-1	基礎調査	41
5-4-2	調査結果	45
5-4-3	官民合同会合での議論	49
5-4-4	まとめ、今後の活動に係る提言	50
5-4-5	専門家の意見	51

1 事業の背景・目的

農林水産省では、農業生産から製造・加工、流通、消費に至るフードバリューチェーンの構築を各国と協力して進めていくための指針である「グローバル・フードバリューチェーン戦略」に基づき、政府、民間企業、研究機関等が連携して、日本の食産業の海外展開を促進するための取り組みを進めているところである。

ネパールはヒマラヤ山脈中央部に位置し、国土面積は小さく、その約 8 割は丘陵・山岳地帯が占め、世界で最も高低差がある国である。その多様な気候や地形から多くの未開発の食料資源を有し、狭い耕地面積の中で主食作物（コメ、小麦等）が栽培されているものの、生産性が非常に低いことが大きな課題となっている。他方、同国はヒマラヤ等の観光資源を有しており、観光関連産業（レストラン等の外食産業）の発展が期待されている。一方で、経済成長が著しいアセアンに比べ、現在ネパールで事業を行っている日本の農林水産業・食品関連企業はごく限られた状況であるが、これは現地の農林水産業・食品関連産業に係る情報やネットワークの不足等に起因するところも大きい。

このような背景の下、農林水産省では平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（ネパール）において、ネパールへ専門家調査団を派遣し、同国の農業生産性向上や地域の食料資源の価値創出と高付加価値化のための研究協力の可能性や、投資・ビジネス環境を調査することにより、農林業・食品関連産業の事業展開が期待される有望分野を特定した。また、平成 31 年 4 月の新たな在留資格制度の創設に関連し、同年 3 月には我が国とネパールとの間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書が締結された。農林水産省が所管する「農業」「飲食料品製造業」「外食業」分野は同国側からの関心も特に高く、日本で就労し学びを得ることで、同国の農林業・食品産業を担う人材育成、同国と日本との関係強化に繋がり、ひいては日本の農林水産業・食品関連産業との連携を通じた同国におけるフードバリューチェーン構築への貢献も期待される。

以上を踏まえ、本事業では日本の農林水産業・食品関連企業の有する技術・製品や、日本とネパール両国のニーズを基に、特定した有望分野等について日本企業の投資ニーズの調査や、同国の農業生産性向上や農林産物の付加価値向上のための政府間協力・研究協力、及び我が国の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れの可能性を調査するとともに、現地への専門家調査団の派遣を通じて、日本の農林水産・食品関連企業のネパールでの事業展開の促進、及びネパールのフードバリューチェーン構築に寄与することを目的とする。

2 本事業実施の基本方針

2-1 前年度（平成 30 年度）事業との関係

- ① 前年度（平成 30 年度）事業において、ネパールの農業生産性向上や地域の食料資源の価値創出と高付加価値化のための研究協力の可能性や、投資・ビジネス環境を調査することにより、農林業・食品関連産業の事業展開が期待される有望分野を特定した。

- ② 平成 31 年 4 月の新たな在留資格制度の創設に関連し、同年 3 月には我が国とネパールとの間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書が締結された。

2-2 調査項目

上に述べたような、前年度の調査結果、並びに、その後の状況の変化を勘案して、農林水産省とも協議の上、以下の 4 つの分野を本年度の調査項目とした。

- ・ 日本企業の投資ニーズ
- ・ 日本・ネパール間の今後の政府間における協働の可能性：農業者の組織化
- ・ 日本・ネパール間の今後の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野
- ・ 日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性

①日本企業の投資ニーズ

日本の農林水産業・食品関連企業の関心や事業展開における課題等をヒアリング等により調査し、今後の事業展開に繋がる可能性が高い日本企業の有する技術や製品を 1 事例選定する。また、2019 年 3 月に改正された、外国投資を規制する法律である外国投資と技術移転法 (FITTA) の変更内容を調査する。さらに、連邦制への移行に伴う中央政府と州政府の管轄や州ごとの外国投資施策についての情報を収集する。

②日本・ネパール間の今後の政府間における協働の可能性：農業者の組織化

「農業者の組織化」においては、ネパール側のニーズの調査・分析を行い、日本側の提供できる支援メニューとマッチする形での支援の形を調査する。また、現行の日本政府による支援内容の精査、そして現在成功している農業者組織の成り立ちや仕組みの調査・分析も行う。農業者の組織化のためには、組織化の明確な目的も必要不可欠であり、また、農家を組織化することによって参加農家が生産物の販売による実利を得ることが重要である。

③日本・ネパール間の今後の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野

昨年度事業の専門家調査の結果において、ネパールで事業展開する日本企業が直面する課題として、原料調達を主とする企業にとっては、少ない生産量、低い生産性、技術力の不足が指摘されている。ネパールは生物多様性に富み、遺伝資源に恵まれているといわれているが、特に野菜をはじめとする園芸作物は優良種子の普及が遅れている。また、自国で育成された野菜品種の数が極めて限られていることから、ネパールの豊かな遺伝資源の利用を図りながら、育種能力の向上が求められている。このことから、日本の民間種苗会社との協力によりネパールの遺伝資源の保存と利用、及びそれらの遺伝資源を生かした育種について、日本との政府間協力の可能性について調査をする。このことにより、日本とネパールの双方に下のようなメリットがあると考えられる：

ネパール側ニーズ：

- ・ 日本の優良野菜種子へのアクセスが可能となり、野菜の品質向上が図られる
- ・ 野菜種子の生産基地となることにより外貨の獲得が可能となる
- ・ ネパールの遺伝資源を生かした種苗産業の育成につながる

日本側ニーズ：

- ・ ネパールでの種子の販売が拡大される
- ・ ネパールを種子の生産基地として利用できるようになる
- ・ ネパールの遺伝資源を、品種育成に活用することができるようになる

④日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性

ネパールの海外就労に関する法律（2007年）やネパール政府の方針と取り組みを調査する。また、外国技能実習制度や、農林水産省が所管する「農業」、「飲食料品製造業」分野におけるネパールからの送実績と課題、上記分野に加え「外食業」も併せた「特定技能」に関する潜在的ニーズや検討すべき課題について、調査・分析する。さらに、ネパールでの人材確保の可能性について、本調査参加企業の希望をふまえて、ネパールの製糖業界関係者から情報を収集する。

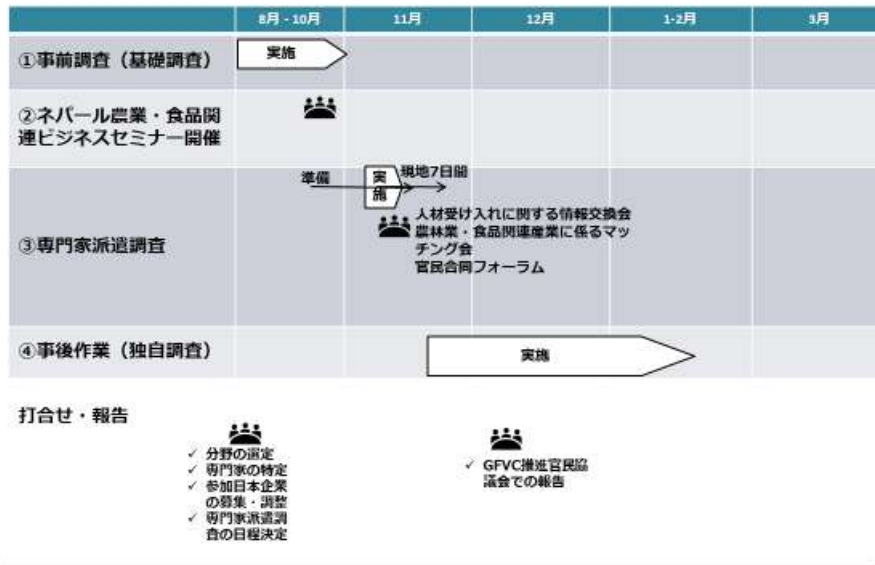
2-3 専門家の選定

仕様書に従い、上の調査を実施するにあたり、分野ごとに以下の専門家を選定した。

- ・ 玉田幹雄：元 JICA ネパール投資庁外国投資アドバイザー（日本企業の投資ニーズ）
- ・ 石田一喜：農林中金総合研究所主事研究員（農業者の組織化）
- ・ 松尾三郎：(株)フロンティアシード代表取締役（遺伝資源、育種）
- ・ 根本和洋：信州大学農学部助教（ネパール人材受け入れ）

2-4 作業工程

本業務は①国内事前調査、②「ネパール農業・食品関連ビジネスセミナー」の開催、③専門家派遣調査、④事後作業（独自調査）の4つの工程に沿って実施した。以下、全体スケジュールを示す。



3 「ネパール農業・食品関連ビジネスセミナー」の開催

3-1 開催概要

日時：令和元年10月8日 13:00～16:30

場所：中央合同庁舎4号館

3-2 開催目的

本事業における現地へ専門家調査団の派遣に先立ち、ネパールの投資環境と我が国への人材受け入れに関する情報を提供する場を設けると同時に、同専門家調査団の派遣についての情報や調査内容等についての情報を提供することにより、現地訪問プログラムに多くの民間企業の参加を得ることを目的とする。

3-3 プログラム

第1部 13:00～14:25

13:00～13:25 ネパールの農業・種苗産業、食品産業、外食産業の状況

13:00-13:20 河村真宏氏(株式会社タック・インターナショナル主任研究員)の講演

13:20-13:25 質疑応答

13:25～13:50 ネパールの経済・投資環境

13:25-13:45 玉田幹雄氏(元JICA 外国投資アドバイザー)の講演

13:45-13:50 質疑応答

13:50～14:15 ネパール進出企業による事業紹介

13:50-14:10 松原正氏(株式会社かんぼう代表取締役)の講演

- 14:10-14:15 質疑応答
- 14:15～14:30 ネパール現地訪問プログラムの紹介、意見交換
- 14:15-14:20 現地訪問プログラムの紹介
- 14:20-14:30 意見交換

第2部 14:40～16:30

- 14:40～15:40 日本の外国人材受け入れ制度
 - 14:40-15:00 妹川光敏氏(国際研修協力機構 (JITCO) 理事、元法務省東京入国管理局長)の講演
 - 15:00-15:35 農林水産省の講演
 - 15:35-15:40 質疑応答
- 15:40～15:50 ネパールの人材送り出しに関する法律・制度
 - 15:40-15:45 アイ・シー・ネット株式会社の講演
 - 15:45-15:50 質疑応答
- 15:50～16:15 ネパールの農業人材
 - 15:50-16:10 根本和洋氏(信州大学農学部助教)の講演
 - 16:10-16:15 質疑応答
- 16:15～16:30 ネパール現地訪問プログラムの紹介、意見交換
 - 16:15-16:20 現地訪問プログラムの紹介
 - 16:20-16:30 意見交換
- 16:30 閉会

4 専門家派遣調査

4-1 調査日程

令和元年11月11日（月）から11月15日（金）まで、ネパールのカトマンズ及び地方都市において専門家派遣調査を実施した。

月日（曜日）	プログラム
11月11日（月）	08:30 カリマティ野菜卸売市場 10:30 農業・家畜開発省（詳細は4-3） 11:30 4つのグループに分かれてグループ行動（詳細は4-4） 18:00 ネパール在住日本人との意見交換会（大使公邸）
11月12日（火）	終日 4つのグループに分かれてグループ行動（詳細は4-4）
11月13日（水）	ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム 以下のようなスケジュールで実施した。（詳細は4-5） <u>午前の部</u> (1) 人材受け入れに関する情報交換会 ・ 08:30 - 10:30 人材受け入れに関する情報交換会 ・ 10:30 - 11:00 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（JIRCAS）とネパール農業研究評議会（NARC）との間における覚書の署名式 ・ 11:00 - 13:00 農林業・食品関連産業に係るマッチング会 ・ 13:00 昼食（個別交流） <u>午後の部</u> (2) 官民合同会合 ・ 14:00 開会、趣旨説明 ・ 14:30 分科会（協働の可能性、方法を議論） ・ 16:00 分科会報告 ・ 16:40 質疑応答、統合討論 ・ 17:00 閉会
11月14日（木）	民間企業・団体、研究機関等訪問（地方）（行程1）
11月15日（金）	民間企業・団体、研究機関等訪問（地方）（行程2、行程3）

4-2 調査グループの構成

2-2で述べた4つの調査項目ごとに、次の調査グループを構成した。

- ・ グループ1：日・ネ間の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野
- ・ グループ2：日・ネ間の政府間における協働の可能性：農民組織の育成
- ・ グループ3：日本企業の投資ニーズ

- ・ グループ 4：日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性

4-3 現地調査報告（1）：農業・家畜開発省表敬

11月11日（月）にカトマンズで最大の野菜・果物市場であるカリマティ市場を見学した後、農業・家畜開発省を表敬訪問し、今回の調査の趣旨説明を行い、併せて11月13日（水）に開催する「ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム」の開催に向けての打ち合わせを行った。

<p>カリマティ青果卸売市場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市場の概要（1986年開設。当時は農業省が管理。1995年からカリマティ青果卸売市場開発委員会が管理。面積は2.29ヘクタールでネパール最大の卸売市場。） ・ 野菜が8割以上を占め、果物やスパイス、魚も扱う。 ・ 卸売りが主だが小売りもあり、農家が直売するスペースも設置。 ・ 515の登録団体が利用。 ・ 2018/19年度の取引量は283,839 MT、1日あたり750～850 MT、3千万～4千万ルピー（日本円約3千万～4千万円）の取引。 ・ 入荷量の6割はネパール国産品、残りの殆どはインドからの輸入。 ・ 大半はカトマンズ盆地内で消費される。 ・ 課題は、カトマンズ盆地内とその周辺地域の発展に伴い取引量が増えているが、市の中心部にあるため市場を拡大できない、廃棄物の処理が不十分など。 ・ 質疑応答 問：よく売れている野菜は何か。 答：ジャガイモ、トマト、タマネギが人気。また、フルーツも増えている。
	
<p>プレゼンテーションの様子</p>	<p>カリマティ市場の様子</p>

4-4 現地調査報告（2）：カトマンズ市における調査

11月11日（月）の午後と、12日（火）は、4-2で述べた調査グループごとにカトマンズ市及び周辺地区における調査を行った。

4-4-1 グループ1：日・ネ間の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野

月日（曜日）	プログラム
11月11日（月）	12:45 ネパール農業研究評議会 14:25 ジーンバンク
11月12日（火）	08:30 種子生産農場（カトマンズアグロコンサーン） 10:30 ネパール種苗協会 12:30 ネパール種子サービスセンター会社 14:30 ネパール種子会社 16:00 種子管理センター

4-4-2 グループ2：日・ネ間の政府間における協働の可能性：農業者の組織化

月日（曜日）	プログラム
11月11日（月）	13:00 ネパール農業協同組合中央連合会 15:30 JICAネパール事務所
11月12日（火）	11:00 野菜生産組合・野菜市場

4-4-3 グループ3：日本企業の投資ニーズ

月日（曜日）	プログラム
11月11日（月）	11:30 投資庁 14:00 アグロ起業センター /ネパール商工会議所連合会
11月12日（火）	10:30 産業省産業局 12:00 産業省経済特区管轄局" 14:30 Best Quality Food Product社 16:00 パタン工業団地

4-4-4 グループ4：日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性

月日（曜日）	プログラム
11月11日（月）	12:30 ネパール外国人雇用斡旋業協会 15:00 DN International社
11月12日（火）	9:30 日本語教師協会 11:00 労働・雇用・社会保障省 14:00 製糖会社組合

4-5 現地調査報告(3):ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム

下記の通り、「ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム」を開催。

日時：2019年11月13日(水)、8:00～17:00

開場：アルファハウス、Alfa Beta Complex, Buddhanagar, Baneshwor, Kathmandu

プログラム：

午前の部

(1) 人材受け入れに関する情報交換会

参加者

- ・ 日本側：調査参加者、在ネパール日本国大使館、JICA、在ネパール日本企業
- ・ ネパール側参加者：政府関係者、外国人雇用斡旋業協会会員企業等

プログラム：

08:30 開会、趣旨説明

08:35 日本の雇用状況と在留資格「特定技能」の説明(石田一喜氏、農林中金総合研究所主事研究員)

09:00 日本の製糖業界についての発表(農林水産省)

09:15 ネパールの制度の説明(Mr. Deepak Dhakal, Under Secretary, Ministry of Labour, Employment and Social Security (MoLESS))

09:45 質疑応答

10:30 閉会

(2) 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター(JIRCAS)とネパール農業研究評議会(NARC)との間における覚書の署名式

参加者

- ・ 日本側：JIRCAS、在ネパール日本国大使館、農林水産省等
- ・ ネパール側：NARC、ネパール政府関係者等、官民合同フォーラム出席者

プログラム

10:30 開始

11:00 終了

(3) 農林業・食品関連産業に係るマッチング会

参加者

- ・ 日本側：調査参加者、在ネパール日本国大使館、JICA、在ネパール日本企業等
- ・ ネパール側：政府関係者、現地企業、現地農家・団体等、

プログラム

10:30 受付

11:00 開会、趣旨説明

11:15 日本側発表

- ① 「日本人会商工部会の経験」(高田英明氏、在ネパール日本人会商工部会)
- ② 「日本人会商工部会会員の活動」(高田英明氏、在ネパール日本人会商工部会)
- ③ 「ネパールの種苗の可能性」(松尾三郎氏：(株)フロンティアシード代表取締役)

12:00 ネパール側発表

- ④ 「Strengthening Agri Entrepreneurs」(Ms. Sunita Nhemaphuki, CEO, R&D Innovative Solution/Agrinepal)
- ⑤ 「FNCCI Program」(Mr. Anurood Manandhar, CEO, Ficus Biotech)
- ⑥ 「Seed Industry in Nepal」 Mr. Durga Adhikari, CEO, Seed Entrepreneurs' Association of Nepal (SEAN)
- ⑦ 「Investment Opportunities in Agro and Forest Products in Nepal」(Mr. Sharad Sharma, Consultant/Agriculture Specialist, Office of the Investment Board, Nepal)

13:00 昼食（個別交流）

午後の部：官民合同会合

開催方式：次の4つのサブグループに分かれ、11月11日と12日の調査及び午前の部で得られた情報を基に両国の協働の可能性について協議する。

- (1) 政府間協力分科会①遺伝資源・育種政府間協力
- (2) 政府間協力分科会②農業者の組織化
- (3) 日本間の民間投資分科会
- (4) 人材受け入れ分科会

プログラム

14:00 開会、趣旨説明

14:30 分科会（協働の可能性、方法についての議論し、結論をまとめる。）

16:00 分科会報告

16:40 質疑応答、統合討論


17:00 閉会

4-6 現地調査報告(4): 民間企業・団体、研究機関等訪問(地方)

11月14日(木)～15日(金)にかけて、カトマンズ市以外の地方にある民間企業・団体、研究機関等の訪問を行った。14日は全員が行程1に参加し、15日はグループ行程2、行程3に分かれて行動した。

4-6-1: 行程1

月日(曜日)	プログラム
11月14日(木)	10:30-11:30 シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト(SRC-CAP)カタハレ野菜生産グループ構成員と圃場訪問 14:00-15:00 オレンジ生産協同組合員と圃場訪問

カタハレ野菜生産グループ訪問	調査団は11月14日と15日はカトマンズ市を離れ、地方視察を行った。初日は日本政府支援によって建設されたシンズリハイウェイをカトマンズ市から南東に3時間ほど進み、スンコシ村カタハレを訪れた。ここでは、JICA案件であるSRC-CAPのカタハレ野菜農家グループを訪問し、日本の協力がどのように行われているかを現場レベルで把握し、日本の協力が効果的に「草の根」で実施されていること、野菜栽培・販売の状況などを確認した。
オレンジ生産協同組合訪問	続いて調査団は、スンコシ村カタハレからさらにシンズリハイウェイを2時間ほど南東に進み、ゴランジョール村カニヤカルカを訪れた。ここは、1985年から1997年に実施したJICA案件である「園芸開発計画フェーズ1及び2(フォローアップ含む)」における柑橘普及支援地域であり、その後のオレンジ産地化によって多くのオレンジ生産協同組合が設立されている中心地である。ここでは、日本の過去の協力がどのような結果を生み出したかを現場レベルで視察し、その後の農業者による自発的な協同組合結成がどのように運営されているかを把握した。
	 <p>調査団を迎えて挨拶するオレンジ生産協同組合中央連合会 Dipak Koirala 会長(左端)</p>

4-6-2 : 行程 2

月日 (曜日)	プログラム
11月15日 (金)	08:30-09:30 エベレスト・シュガーミル視察 10:30-11:30 ヒマラヤン・シュガーミル視察 11:30-12:30 近隣のサトウキビ生産組合員と圃場を視察

4-6-3 : 行程 3

月日 (曜日)	プログラム
11月15日 (金)	12:00-12:30 第3州 土地管理・農業・協同組合省本省訪問 12:30-13:30 第3州 土地管理・農業・協同組合省農業開発局訪問 13:30-15:00 第3州 産業・観光・森林・環境省産業局及び産業促進局訪問

	
行程 1+行程 2	行程 1+行程 3

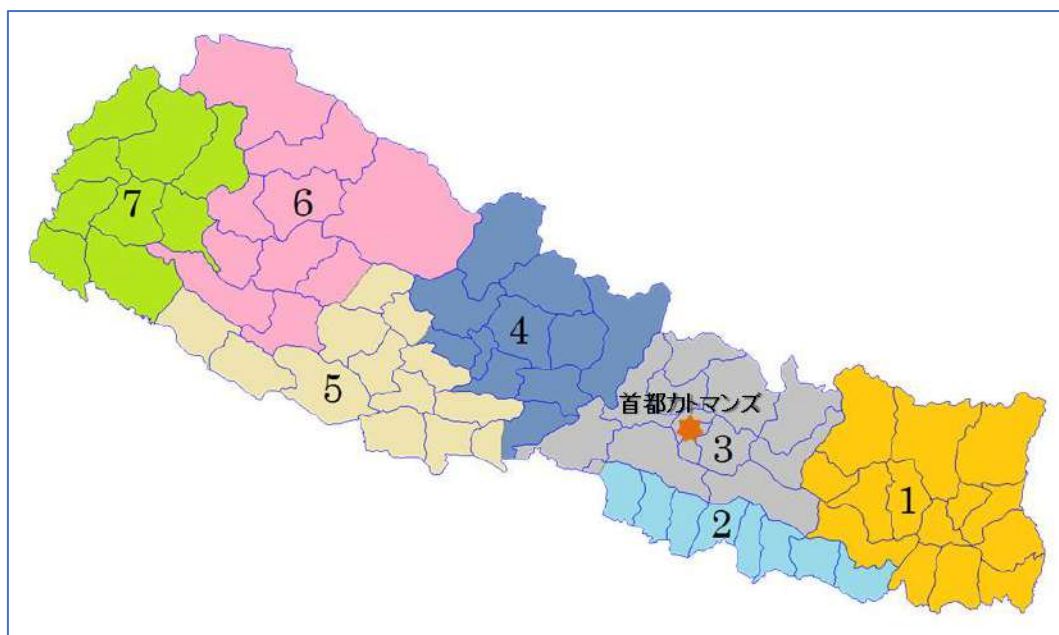
訪問先の情報は、5章にて分野ごとに記載。

5 調査結果

(連邦制への移行状況)

ネパールは連邦制へと移行しつつあり、今後、我が国とネパール間での官民交流を考える際には、連邦制への移行がどのように行われているか、またその影響はどのようなのかについての情報を得ることが重要である。そのため、以下に連邦制への移行の概況・今後の見通しについて述べる。

ネパールでは、10年にわたる反政府勢力、ネパール統一共産党毛沢東主義派（通称マオイスト）とネパール政府軍との内戦を経て、2006年11月、政府とマオイストとの間で包括的和平合意が締結された。2007年1月には暫定憲法が公布され、2008年5月に制憲議会が発足し、これまでの王政が廃止されて連邦制民主共和国に移行することとなった。その後、政治的な混迷が続いたため、ネパールを7州からなる連邦共和制国家とする連邦新憲法は2015年に承認されるまで7年を要したが、2017年11月以降、新憲法下で初の総選挙や地方選挙が行われ、連邦制への移行が本格的に進み始めた。地方選挙の実施により、州および市町村議会の議員は選出されたが、地方公務員の任用については、中央政府からの異動に伴う身分措置や州政府の職員任用に係る権限などが定まっていなかったことから、職員の配置が遅れており、連邦制移行のうえでの大きな課題となっている。



注：第4州はガンダキ州、第6州はカルナリ州、第7州はスドゥルパスチン州と名称が変更されている。

出典：事務局作成

図 1：ネパール連邦制下の7州

中央政府と州政府の機能や役割は各セクターで検討されているが、いまだ不明確な部分が多い。農業分野においては、中央の出先機関である県や郡の農業開発事務所の業務は、州

政府に移管することとなったが、連邦制下では、県や郡という行政単位がなくなり、それより大きい行政単位の州か、小さな行政単位である市町村に再編する必要があり、組織・実施体制の整備に時間を要することとなった。現在、農業研究については中央政府の農業・畜産開発省が管轄し、農業普及は州政府の土地管理・農業・協同組合省が管轄することとなったが、新しい体制での仕組みがまだ十分機能していない。外国からの投資については、連邦制移行後も中央政府の投資庁及び産業省が管轄している。州政府に設置された工業・観光・林業・環境省では、中央政府の決定を受けて事業を実施する役目を担っている¹。投資促進の観点からは、州単位での支援が策定中である。工業団地はすでに 10 カ所に整備済みであるが、今後、州に 1 カ所ずつ整備する計画があり、土地の収用が始まっている²。中央政府から各州に 5 億ルピー（約 5 億円）の産業促進予算を提供する計画もある³。

このように、州政府の機能は依然として明確化されていないが、一方で、州を単位とした中央政府の支援策も計画されており、今後、州政府の組織・実施体制が整備される中で、それぞれの州の特色を生かした政策・事業計画が策定されると考えられる。そのため、事業や投資の対象地を検討する際には、連邦制移行の進捗だけでなく、各州の重点分野優遇制度などの違いに留意する必要がある。

5-1 日本企業の投資ニーズ

5-1-1 基礎調査

ネパールは多様な気候や地形から、多くの未開発の食料資源を有する。人口 3000 万の市場規模はマレーシアよりやや大きく、またインドの大市場に対して無税で農産物含めほとんどの産品が輸出入可能など、ネパールの農業・食品関連ビジネスには高いポテンシャルがある。ネパール政府は外国投資に関する窓口として投資庁を首相直轄機関として 2011 年に設立し、外国資本 100%で法人設立が可能となるなど外国投資に関する法制度の整備のほか、近年、治安が安定していることもあり、電気や水など基本インフラの整備にも力を入れている。

しかしネパールへの日本企業の進出は少なく、日本の農林水産・食品関連産業はごく限られている。日本の農林水産省が昨年実施した「平成 30 年度海外農業・貿易投資環境調査分析委託事業（ネパール）」でも、日本企業が直面する課題がネパールと日本の関係機関で協議され、ビジネス支援としては、農業・食品産業分野の情報提供・コンサルティングサービスに特化した、民間ビジネス促進プラットフォームの立ち上げやフード・フェスティバルの開催などが提案された。

¹ 2019 年 11 月 11 日投資庁での聞き取り

² 2019 年 11 月 12 日パタン工業団地管理事務所での聞き取り

³ 2019 年 11 月 13 日開催の「ネパール、日本間の民間投資、政府間協力、人材受け入れに関する官民合同フォーラム」での聞き取り

これまでの取組みと調査結果を踏まえて、ネパールと日本の関係機関、関係者との協議を通じて日本の農業・食品産業企業からの投資を促進するための行程（ロードマップ）、さらにその行程の実施のための関係機関・団体の協力の可能性についての一定の理解を得ることとする。

また、2019年3月に改正された、外国投資を規制する法律である外国投資と技術移転法（FITTA）や、連邦制への移行に伴う中央政府と州政府の管轄や州ごとの外国投資施策など、ネパール政府の外国投資に係る変化について情報を収集する。

現地調査に参加する日本企業からあげられた以下の懸案事項についても、訪問先の選定や訪問先での情報収集の際に留意する。

（1）ネパールとの商取引において決済関係がはっきりしない（Bank LC 決済など）ので分かり易く明文化した資料を準備してほしい。

（2）ネパールからの製品の品質が均一化されていない。

（3）外資による口座開設、外国通貨の送金・送還に制限があり、進出を躊躇する。

5-1-2 調査結果

1) ネパール政府の外国投資に係る政策の概要

ネパールにおける外国投資の具体的な施策や手順については、ネパール投資庁事務所が発行した「ネパール投資ガイド 2018」⁴に詳しくまとめられており、本調査も同ガイドに則って、重要な変更事項を中心に情報を収集した。

投資庁や産業省産業局への訪問から、ネパール政府は引き続き外国投資の誘致に積極的であるが、2019年3月に改正された外国投資と技術移転法（FITTA）2075により、対ネパール海外直接投資（FDI）最低額が5千万ルピー（約5千万円）に引き上げられたことについて、業種によっては規模に対して最低投資額が大きいことが阻害要因になることが懸念されている。この点については、日本大使館や日本人会商工部会も関係各所への働きかけを行っている。

外国投資と技術移転法（FITTA）2075では、投資制限業種についても以下の表1のように改正があった。一方で、投資制限業種であっても、技術移転への投資は認められ、技術移転への投資は、対ネパール海外直接投資最低額の制約も受けないとのことである⁵。

⁴ <https://www.ibn.gov.np/nepal-investment-guide> から和文、英文、中文のダウンロードが可能となっていたが、現在はリンクが切れている。（最終アクセス日：2020年2月27日）

⁵ 2019年11月12日産業省産業局での聞き取り

表 1: 投資制限業種の改正前と改正後の比較

	改正前 ¹	改正後 ²
1	家内産業（電気使用量 5kW 以上の産業を除く）	家内産業及び小規模産業
2	個人サービス業（理美容院、洋服仕立業、運転教習 等）	個人サービス業（理美容院、洋服仕立業、運転教習 等）
3	武器・弾薬業	武器、弾薬、弾丸及び砲弾、火薬または爆発物、および核兵器、生物及び化学兵器（N.B.C）を製造する産業、原子力および放射性物質を生産する産業
4	爆発物・火薬製造業	
5	放射線を利用するあらゆる産業	
6	不動産業（建設業は除く）	不動産業（建設業を除く）、小売業、国内宅配サービス、国内でのケータリングサービス、両替商、送金サービス
7	映画産業（ネパール語または民族・地方語で映画を撮影・製作）	マスメディア業（新聞、ラジオ、テレビ、オンラインニュース）及びネパール語の映画産業
8	有価証券等印刷業	該当なし
9	紙幣通貨・硬貨製造業	該当なし
10	小売業（すでに最低 2ヶ国で展開している国際的チェーン小売業を除く）	（上記 6 に含まれる*）
11	Bidi（タバコ、製品の 90%以上を輸出する場合は除く）	該当なし
12	国内運送・配送業	（上記 6 に含まれる*）
13	原子力エネルギー関連業	（上記 5 に含まれる*）
14	家禽飼養業（養鶏等）	養鶏、家畜飼育、漁業、養蜂、果物、野菜、油糧種子、豆類、乳業、その他農業分野の一次生産
15	漁業(養殖漁業)	
16	養蜂業	
17	経営、会計、法律、エンジニアリング等のコンサルタント業（49%までの出資は可）	経営、会計、エンジニアリング、法律相談サービスおよび語学研修、音楽研修、コンピュータートレーニング業
18	製穀製粉の受託業（自社完成品の原材料として用いる場合は可）	該当なし
19	国内でのパーティ等へのケータリング業	（上記 6 に含まれる*）
20	農村ツーリズム業（遠隔地等の地場産業の妨害・阻害の禁止）	旅行代理店、ツーリズムに関わるガイド、旅行ガイド、トレッキングおよび登山ガイド、ホームステイを含む農村ツーリズム業
21	美容院	（上記 2 に含まれる*）
22	—	51%以上が外国資本のコンサルティングサービス業

*事務局追記 出典：¹ネパール投資ガイド 2018、²外国投資と技術移転法（FITTA）2075⁶より改正前の項目に合わせて翻訳

産業局に設置された外国投資に係る相談窓口（ワンストップサービスセンター）では、ワンフロアに必要な窓口と投資家用の会合スペースが設けられている。訪問当時、窓口の表示はネパール語のみであり、ネパール語を解さない外国人には不親切であるが、声をかければ英語で案内してもらえらる。外国投資の承認、ビザ（外国人投資家および労働者向けのビジネスおよび非観光ビザの発給）、業界登録とその更新サービス、付加価値税（VAT）番号/納税番号（PAN）登録、株式投資として承認済みの業界に投資するための交換可能通貨の承認、送還施設、資本の成長・規模の拡大・目標の追加と変更・事業の株式移転および場所移転の承認を行っている。投資庁、産業局とも、これまで外国投資にかかる手続きが明確でなく、外国人投資家に不親切な状況であったことを認識しており、ワンストップサービスセンターの設置により十分な情報の提供を目指している。

連邦制移行に伴い、各種行政サービスの州政府への移管も進んでいるが、外国投資については、現時点では中央政府が権限を持ち、州政府では実施を担うのみとのことである。一方で、工業団地を各州に1カ所ずつ設置し、中央政府から各州に5億ルピー（約5億円）の産業促進予算を提供する計画があるなど、州単位での支援策が計画されており、今後、州政府の組織・実施体制が整備されるなかで、それぞれの州の特色を生かした政策・事業計画が策定されることが期待される。

2) 訪問先での情報収集

<p>投資庁 (Investment Board Nepal)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 投資額 100 億ルピー（約 100 億円）以上の事業を管轄し、官民連携パートナーシップの実施機関でもある。 ・ 産業局と同様に、外国人投資家のための相談窓口（ワンストップサービスセンター）の設置を計画している(訪問時には未設置)。 ・ 農業分野の大規模投資としては、州ごとのコールドストレージ設備の設置について、2019 年 3 月に募集を出し、現在審査中。 ・ 投資制限業種と投資可能な業態について：農産物の栽培は制限されているが、加工やバリューチェーン全体の質の向上、栽培研修は可。 ・ 政府間協力の要望：Quality Test Center はあるが、成果が出ておらず、日本の JAS や有機 JAS のような信頼できる基準・認証が必要。 ・ 州政府との役割分担：現時点で州政府に外国投資に関する権限はなく、中央政府で承認した事業について州政府が実施することはできる。
<p>ネパール商工会議所連合会/アグロ起業センター (Federation of Nepalese Chambers of</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ アグロ起業センターは農業セクターにおける民間セクターイニシアチブによる最大の複合企業。 ・ 農業をベースとした民間セクター組織間の連携強化を目指したプラットフォームの設置や、製品ごとの商品協会や地元商工会議所と

⁶ ネパール法委員会 HP よりダウンロード： <http://www.lawcommission.gov.np/en/wp-content/uploads/2019/09/The-Foreign-Investment-and-Technology-Transfer-Act-2019-2075.pdf>（最終アクセス日 2020 年 2 月 27 日）

<p>Commerce and Industry (FNCCI) /Agro Enterprise Center</p>	<p>の連携、農産物の価格情報提供、市場情報システムを通じた市場情報の共有・普及、新興の農村市場間のビジネス連携の開発、政策提言やロビー活動などを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬草、はちみつ・プロポリス、コーヒー、紅茶、花卉栽培、ビニールハウス輸入（日本から）などの企業・起業家が参加。 ・ 日本企業とのビジネスパートナーを希望する企業が多く、そのための要件を知りたがっている。 ・ 投資機会（分野）：大規模商業農場、農業インフラ・資機材・技術、農業インプット（種苗、肥料、農薬）、収穫後処理技術、加工と多様化、灌漑技術、改良された農業システム（養殖、養豚）。 ・ 投資機会（製品）：紅茶、コーヒーなどの換金作物、野菜やキノコなどのニッチ製品、薬草やアロマなどの高価値作物、果物や花卉などの園芸作物、ヒマラヤン・スパイス、乳製品及び副産物、食品及び穀物加工、砂糖、はちみつ、キャンディーなどの菓子類。 ・ 生産性と競争力に影響する要因：土地の細分化、土地取得コスト、投入コスト、技術レベル。 ・ 市場の課題：市場へのアクセス、品質・基準、輸出のための認証、国際市場の価格変動、生産規模、国際貿易へのアクセス（非関税貿易障壁）。
<p>産業省産業局 (Department of Industry, Ministry of Industry)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業局にある 9 つのセクションのうち、外国人投資家に関するものは 3 つのセクション：外国投資および技術移転セクション（認可や査証など）、業界登録およびライセンスセクション、技術と環境セクション（初期環境評価（IEE）や環境影響評価（EIA））。 ・ 外国投資にかかる細目を定めた規則（Regulation）には詳しい手続きが記載されているが、訪問当時はネパール語のみであった。 ・ 2019 年 5 月 15 日より、産業局のなかにワンストップサービスセンターが開設された。 ・ 外国投資と技術移転法（FITTA）2075 に定める投資制限業種であっても技術移転への投資は認められる。 ・ 技術移転への投資は、対ネパール海外直接投資最低額の制約を受けない。
<p>産業省経済特区管轄局 (Special Economic Zone Authority, Ministry of Industry)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2003 年に設置された産業局のワンストップサービスセンターと同じ敷地内にある。 ・ 当初、免税措置の条件に生産量のうち 75% を輸出する必要があったが、現在は 60% に引き下げられており、輸出した残りの国内分は課税される。 ・ 賃料は 3 年間減額される：初年度 50%、2 年目 40%、3 年目 35% ・ 当初 5 年間は所得税が免除される。 ・ 完成、もしくは募集が開始されている経済特区は 3 カ所：第 5 州バイラワ、第 2 州シマラ、第 3 州パーチカル。 ・ シマラ経済特区は、衣料産業に特化したプロットがあるのが特徴 ・ 他に予定されている経済特区は 11 カ所：第 1 州ビラトナガル、第 1 州ジャパ、第 2 州ロウタハット、第 2 州シラハ、第 2 州ダヌシャ、第 3 州ヌワコット、第 4 州ゴルカ、第 5 州ネパールガンジ、第 6 州ジュムラ、第 7 州タルバン、第 7 州カイラリ。

<p>Best Quality Food Product 社</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2000 年ごろに設立した小規模な食品加工会社。 ・ 加工用の機械・道具は独自で工夫して製造、調整しているため、通常は他社の見学は受け付けていない。 ・ 防腐剤などの添加物を使わないドライフルーツ（主力はマンゴー）やエナジーバーの製造を行っている。 ・ 消費期限は自分たちで実験して決めている。 ・ マーケティングも自分たちで実際に現場での売れ行きを見て研究している。 ・ 取引は大手のスーパーや小規模な商店など。取引価格は同じだが、支払いについては、大手は 2 カ月後、小規模商店はもっと早いなど条件は異なる。
<p>パタン工業団地 (Patan Industrial District Management)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産業促進のために 1963 年に設置。 ・ 全国にパタンを含めて 10 カ所にある：第 1 州ダラン、第 1 州ピラトナガル、第 2 州ガジェンドラナラヤン・シン、第 3 州バラジュ、第 3 州パタン、第 3 州ヘトウダ、第 3 州バクタブル、第 4 州ポカラ、第 5 州ネパールガンジ、第 5 州プトワル。 ・ 今後、州に 1 カ所ずつ整備する計画があり、土地の収用が始まっている。 ・ 外国企業のみで借りることはできないが、ネパール企業との合弁会社なら可。 ・ 15 ヘクタールの土地に 117 企業あり、うち 112 が稼働中、5 つは閉鎖した。農業分野は 2 つのみで、ほとんどは地場産業であるハンディクラフト関連企業。 ・ 賃貸契約は 40 年単位で、賃料は 500 m²あたり年 11,000 ルピー（約 11,000 円）。 ・ パタンには空きはないが、第 1 州ジャパ、第 3 州ヘトウダ、第 5 州バンケには空きがある。
<p>第 3 州 産業・観光・森林・環境省産業省 (Ministry of Industry Tourism Forest and Environment, Province No. 3)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 州産業・観光・森林・環境省産業省次官及び産業局職員は、以前は森林省職員だったこともあり、海外投資についての州の政策については、中央政府の判断に応じて相談しながら対応。 ・ 第 3 州は首都カトマンズを擁し、工業団地が 4 カ所、経済特区の計画も 2 カ所あるため、州による優遇政策措置が望まれる。

3) ネパール政府の農業への投資優遇策の骨子

ネパール政府の農業への投資優遇策の骨子は以下の通りである。

1. 所得税の減免

- 1) 小規模農家については、所得税は免除（Land Act 1965 に規定される小規模農家）
- 2) 農業協同組合；絹、果物生産・加工、畜産、酪農、養鶏、養蜂、漁業、茶、コーヒー、薬用ハーブ栽培、林間農業、野菜の種栽培、ラバー、野菜の冷蔵業、飼料、肥料および農機具に従事する農業協同組合による所得および配当金に関する税金は免除
- 3) 特定産業および農業会社に関する利益の再投資に係る配当税は無税
- 4) 辺境地での果実ベースのブランディ、ワイン、サイダー製造業に関する所得は無税。

2. 付加価値税(VAT)の減免対象（減免割合）

- 1) 未加工の農業製品
- 2) 農業製品の冷蔵倉庫設備
- 3) 小麦製造設備関係（25%）
- 4) マスタード、ギーオイル、酪農品、茶および製錬設備については（50%）
- 5) 砂糖工場（70%）
- 6) 農業、畜産関係の保険（100%）

3. 輸入関税の減免対象品目

- 1) 肥料
- 2) POY 用の PET チップ
- 3) ジュート
- 4) 人造繊維
- 5) 茶のパッキング材（企業名が印刷されたパッキング材）

4. その他の優遇

- 1) 商業野菜栽培、養鶏、マッシュルーム栽培、ハーブ、漁業、酪農、冷蔵設備事業に関するローンの利子は6%以下。
- 2) 丘陵地の10ヘクタールまたはテライ地区の20ヘクタールの商業農業に関する利子は50%補助を受けられる。
- 3) 小規模、辺境地農業に対する金利について75%の補助を受けられる。
- 4) 農業省によって制定された冷蔵設備及び貯蔵設備に関する借入金利につき5年間は金利ゼロとなる。

5-1-3 官民合同会合での議論

官民合同会議では、ネパール、日本両国の関係者により日本とネパールの経済活動を強化するための基本的なニーズと課題についての議論を進め、以下のような結論に達した。

- 1) 日本とネパールの二国間の経済活動は、日本からの直接投資（FDI）と二国間の貿易額の観点から増加すべきである。二国間貿易の強化のために海外在住ネパール人協会（NRNA Japan）等がネパールから日本への輸出を強化する支援団体として機能することが望まれる。
- 2) 二国間/相互の社会経済的利益を実現するためには、直接投資が鍵となる。
- 3) ネパールは、研究施設設置の促進、ブランドの開発、品質の向上により、国内市場の能力を開発する必要がある。そのためには、特に加工とパッケージングの分野で、FDIの形での技術移転が必要と考える。
- 4) ネパール側は、こうした技術移転が日本とネパールの合弁事業の形において得られることに期待。

- 5) FDIの最低基準が50百万ネパールルピーに引き上げられたことにより、一部の日系中小企業によるネパール進出が見送られる事態となった。
- 6) 投資の選択肢の一つとして、ネパール州政府/中央政府が主催する官民連携プロジェクトに参加することが考えられる。

日本企業とネパール企業間のビジネス政策について議論することにより、両者間のさらなる発展に貢献しうると期待される。

5-1-4 まとめ、今後の活動に係る提言

2019年3月に改正された外国投資と技術移転法（FITTA）2075により、対ネパール海外直接投資（FDI）最低額が引き上げられ、投資制限業種にも変更があったが、ワンストップサービスセンターが設置され、経済特区も順次開業しており、ネパール政府の外国投資に係る方針に変更はないと考えられる。

ネパールの農林水産・食品関連産業の課題として品質向上が挙げられており、外国投資の観点からは技術指導が参入しやすいことから、農産物の栽培技術の向上が今後の事業展開に繋がる可能性が高いと考える。例えば、香辛料や薬草、エゴマのような運搬しやすい軽量の農作物の栽培指導を行い、生産者の組合化を通じて収穫後処理技術の改善、日本での加工といった流れが考えられる。これは、本調査で実施した他分野の調査結果とも関連する。栽培技術が向上することで、より高度な農業資機材の需要が増えることが考えられ、また、在留資格を利用した日本での研修や農民組織強化につなげることができる。そのほか、加工食品としては、生産量の70%が未加工のままインドに輸出されているショウガは、日本の技術をもとにショウガの二次加工品を生産し、日本、インド、中東各国に輸出することで進出企業およびネパール農家の安定収入・流通改革に貢献できる。また、山岳地帯でのブドウの生産とワイン製造業は各種の優遇措置が取られているため、ネパール国内需要、インドでの需要を満たすための加工基地として有望である。すでにネパール商工会議所連合会/アグロ起業センターの会員が輸入を始めている日本のビニールハウスは、今後のネパール農業の発展に不可欠であり、ビニールハウス関連資機材の製造販売も日本企業の市場拡大に貢献できると考える。

今後の事業展開に繋がる可能性が高い日本企業の有する技術や製品については、5-3-2で述べるように、日本の種苗会社の持つ高性能野菜品種の導入と、その生産技術がある。同項で述べたようにネパール側の条件整備が整い、種子生産をめぐる環境に変化があれば、ネパールを自社の野菜種子の生産基地として選択する種苗会社も現れると考えられる。

5-1-5 専門家の意見

今回のネパール農業・食品関連ビジネスセミナーならびにネパール現地調査の結果、ネパール側、日本側企業ともに日本からの民間投資の必要性を痛感していることが判明した。

ネパール側は日本からの外資の進出のみならず、(1)生産性の向上、(2)新製品の開発、(3)品質管理などのための技術移転、(4)輸出の増加を求めている。また、日本側企業は(1)農業生産品の供給元の確保、(2)生産基地の拡大、(3)高価値で豊富な労働力の活用、(4)あらゆる農産物の生産が可能、(5)生活環境が良好(親日、穏やかな性格、英語、穏やかな気候)、(6)インド、中国、南アジア地域協力連合(SAARC)市場に近い生産基地の確保、(7)豊富できれいな水の利用、(8)将来、本社とネパール支店との間の人材移動の確保を目的とし輸出入取引を含めたネパールへの進出、に大きな魅力を感じている。

しかしながら、農業・食品関連ビジネスセミナーおよび今回の現地調査で報告された懸案事項を理由にネパールへの進出を見送っている日本企業が大半と考えられる。日本企業がネパール進出を行うために、どのような環境整備を求めているかについて、ここに再度、まとめることにする：

- 1) 外国投資最低額が一律で50百万に限定されているが、業種ごとに規模に応じた金額で進出を行いたい。
- 2) 環境インフラ・社会インフラの整備が不可欠。
- 3) 外国投資ならびに技術移転法・知財権、著作権保護法など法令を明文化して、担当ごとに見解の相違を生じないようにすべきである。
- 4) 外国投資の各種受付窓口として、真の意味でのワン・ウインドウ・システムを導入してほしい。また不要な経費を削減するためにIT申請制度を導入してほしい。
- 5) ネパールの製品の品質を均一化するための機関・制度の導入が望ましい。
- 6) 外貨での口座の開設、送金、送還に関する手続きを明文化して、運用すべき。

上記はいずれも個々の企業では達成することは困難を極める項目ばかりであることから、インフラ整備(環境・社会・法令)の支援、企業のニーズのアピールなどについてJICAをはじめとする日本の公的機関によるサポートが望まれる。

5-2 日・ネ間の政府間における協働の可能性：農業者の組織化

5-2-1 基礎調査

ネパールは多様な気候や地形から、亜熱帯から温帯までの様々な農産物を生産しているが、国内の食品産業界や消費者が必要とする十分な質と量の農産物を供給できる生産体制が整っていない。その理由の一つとして、ネパールの大部分を占める多くの小規模生産者が個別に作目の選択や販売先の決定、栽培技術の習得、生産のための資金調達などをせざるを得ない状況となっていることが考えられる。農業者の組織化を進めることで、市場の需要把握や生産物の共同販売、販路拡大、農業資材の共同購入、農業者同士の学び合いなどを通じて、より効率的な営農の促進が期待できると考えられる。

本調査ではこれらの点などにおけるネパール側の課題とニーズを明らかにするとともに、

日本側から提供できる支援メニューを示しながら、情報共有・意見交換を行い、今後の政府間協力の可能性についての一定の共通理解を得ることとする。また、具体的な協力の形の例を示す。

5-2-2 調査結果

(訪問先での情報収集)

<p>ネパール農業協同組合中央連合会</p>	<p>農業者の組織化グループは、11月11日にカトマンズ市に隣接するパタン(ラトリプール)市のネパール農業協同組合中央連合会 (Nepal Agricultural Cooperative Central Federation Limited (NACCFL)) を訪問した。NACCFL は、1975年にSFDP (Small Farmer Development Programme) という小規模農家に融資を行う政府系のプログラムとして発足し、その後組合員出資の農業金融組織を経て、金融部門以外が独立して現在のNACCFLとなった。現在下部組織として州レベル連合会や郡レベル連合会、1,031の単位協同組合(SFACLs)がある。この単位協同組合の全組合員数の合計は961,200であり、ネパール最大の農業者組織である。課題として、ネパールには正しく機能している農業協同組合・農民組織及び組合員の数がまだ少ないことや、ネパールの農家の多くはまだこのような組織における活動に参加できていないということを知り取った。</p>
<p>JICA ネパール事務所</p>	<p>11月11日、JICA事務所を訪問し、JICAが実施する政府間協力の現在の案件や今後の支援方針について聞き取りをした。現在JICAで実施しているプロジェクトとしては、「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト(2015年3月～2020年3月)」や「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト(2019年3月～2024年3月予定)」において農民組織の育成・強化による農業普及・振興を実施していることを知り取った。また、組合運営・技術力の強化のため、農業協同組合へのJICA海外協力隊の隊員派遣を行っていることや、今後もこのような案件の継続に前向きであることが確認された。</p>
<p>チャラウディ改善果樹・野菜協同組合事務所及び併設市場</p>	<p>11月12日は、人材受け入れグループは丸一日をかけて、カトマンズから車で3時間ほどのところのダディン郡を訪ね、先進的な協同組合として有名なチャラウディ改善果樹・野菜協同組合(Charaudi Sudhar Phalful tatha Tarkari Sahakari: Charaudi Improvement Fruits and Vegetables Cooperative)を訪問し、その併設市場を視察した。このチャラウディ農業協同組合は25年前に設立され、現在1190戸の組合員を擁し、年間1億4000万ルピーの売り上げを誇るネパールでも比較的規模の大きな農業協同組合である。この組合は日本の農業協同組合を模して設立されており、日本の農業協同組合に対する関心がとても高い印象を受けた。後述するように調査団は、Hemnath Thapaliya(へ</p>

	ムナート・タパリヤ)組合長から、ネパールで農業協同組合を成功させるための組合運営とリーダーシップに関する経験の聞き取りを行った。
--	--

- 今回の調査から、ネパールにおいては、効果的な農業普及とマーケティングのために農業者組織の育成・強化が求められていることが確認された。
- ネパール国の連邦制移行により、農業普及の担い手が中央政府である農業・家畜開発省から州政府（専門技術員）と地方政府である市・村（農業普及員）に2019年に完全に移行したが、新しい体制での農業普及の仕組みはまだ十分機能しておらず、普及員の数も少ないため、組織自身の自助努力による農業普及・農業振興が求められている。
- 日本政府による支援においても、農業者組織の育成・強化を重要視しており、現在 JICA 支援による「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト（2015年3月～2020年3月）」と「タライ平野灌漑農業振興プロジェクト（2019年3月～2024年3月予定）」においても、農業者組織の育成・強化による農業普及・振興を実施している。また、組合運営・技術力の強化のため、農業協同組合への JICA 海外協力隊の隊員派遣を行っている。
- 農業者組織自身による農業普及・振興としては、ネパール農業協同組合中央連合会（傘下の単位組合の組合員数 96 万戸）やダディン郡のチャラウディ農業協同組合（単位組合：組合員数 1,190 戸）など、組合運営に優れ、栽培技術やマーケティングなどの技術指導を組合員に行っている先進的な農業協同組合がネパールに存在し、それら組織の職業意識が高いことが確認された。
- ネパール政府の公的農業普及サービスや農業の補助金を受けるためには、農家は農業系の「サムハ（グループ）」か「協同組合」などの農民組織に属し、それらが政府の定めた要件を満たし、政府機関に登録されていなくてはならない。「グループ」は簡単な規則と役員を選出などで設立できるため農家は気軽に始めやすいが資金面や税制面などで限界がある。そのため、規模が大きくなったら「協同組合」の定款策定を行なって、出資金の取り決めや銀行口座の開設、総会の開催などを伴う「協同組合」結成を目指す「グループ」は多い。
- これらは「野菜」や「オレンジ」、「野菜と果樹」、「酪農」、「（一般）農業」などの作目別に登録されることになっている。農業系「グループ」は全国に 22,000、「協同組合」に関しては全 32,000 組合のうち約 1 割が農業系「協同組合」である（2017 年現在）。
- 2015 年の新憲法公布・施行および 2017 年からの連邦制移行に伴い、地方政府運営法（Local Government Operation Act 2017）が施行され、農業普及サービスの提供とそのため「グループ」登録業務は、全国 75 郡にあった郡農業開発事務所と郡畜産サービス事務所を通じた農業局及び畜産サービス局（当時の農業開発省と畜産開発省のそれぞれ

れの下部組織) から、住民により近い地方政府(市・村)に移管されている。州レベルの管轄省庁は、州政府土地管理・農業・協同組合省、連邦レベルの管轄省庁は連邦政府農業・畜産開発省となっている。

- 協同組合の設立支援及び登録業務に関しては協同組合法 (Cooperatives Act 2017) の施行により、全国の郡協同組合事務所を通じた協同組合局(当時の協同組合省の下部組織)から、住民により近い地方政府(市・村)に移管されている。州レベルの管轄省庁は、州政府土地管理・農業・協同組合省、連邦レベルの管轄省庁は連邦政府協同組合・貧困削減省となっている。
- しかしながら、正しく機能している農業協同組合・農民組織及び組合員の数はまだ少なく、ネパール全国に 400 万戸あるといわれる農家の多くはまだこのような組織における活動に参加できていないため、今後も農家に対して、正しく機能する既存組合への加入や新規組合の設立・運営に関する支援が必要とされている。
- また、ネパール農業協同組合中央連合会を含む多くの既存の単位農業協同組合においては、栽培技術やマーケティング分野での技術支援要員(普及員)の人員数や能力の不足も確認されており、その能力向上に関する支援も必要とされている。
- チャラウディ農業協同組合は、25 年前の日本政府による招待(研修)で日本の農業協同組合の視察に行き感激したネパール人普及員の熱心な指導で設立されるなど、ネパール側農業普及・農業協同組合関係者の日本の農業協同組合に対する関心はとて高く、日本からの学びの可能性に大きな期待を寄せている。

(ネパールの組合やグループの運営・リーダーシップについて)

- ネパールの農業協同組合や農業グループの歴史は長いですが、正しく機能しているものは少ない。これらの組合やグループは、補助金や農業普及を受け取る目的で少数の篤農家がリーダーシップを持って近所の農家を誘って設立したという経緯のものが多く、設立初期の補助金や農業普及を受け取るという目的を達した後は、勢いが無くなって休眠状態となることが多い。
- ネパールでは村社会の人間関係が濃く、その社会生活が円滑に進むことやハーモニーを大切にしている。そのため、篤農家も初めは自分だけが農業で成功したいとは思っておらず、できれば近所の農家とともに質の良い農産物の生産量を増やして成功したいと思い、このような組合やグループを作ることが多い。
- これらの勢いがなくなって休眠状態になった組合やグループに共通することは、メンバー間やリーダーへの信頼が無くなり、ルールに則った組織の運営ができなくなっていることである。また、リーダーの篤農家は営農に長けているが、リーダーシップがあるとは限らない。これらの休眠組合・グループへの聞き取りをするとリーダーの篤農家が決まって言うことは、「組合員はやる気がなく、自分ばかりが運営に時間を取られて大変」や「メンバーは営農を学ぶ気がない」、「組合員は受け取るものだけ受け取ってあ

とは何もやらない」などである。また、組合員やメンバーに聞くと、「リーダーだけがうまいことやって成功している」や「リーダーだけが利益を独り占めしている」、「リーダーは良い技術や情報を共有してくれない」などである。

- 先進的なダディン郡のチャラウディ農業協同組合の Hemnath Thapaliya (ヘムナート・タパリヤ)組合長は、ネパールで農業協同組合を成功させた自身の経験から、組合運営とリーダーシップに関して次の6つのことを提言している。

(1) 適切なロケーション：誰かのコネのある土地などではなく、組合員や市場からのアクセスの良い場所に組合事務所や集荷場を作る

(2) 適切な土地：農業に適した土地及び組合事務所・集荷場に適した土地を確保する

(3) 組合員の満足：リーダーは、自分のことではなく、常に組合員の満足を第一に考えて決定・行動する

(4) 真面目で欲張らない職員：縁故採用ではなく、真面目さと無欲さで職員を採用する

(5) 規律と信頼：リーダーは自費（持ち出し）で組合活動に従事して組合員からの信頼を得ると同時に、組合員に対してルールを守らせて組合の規律を保つ

(6) 政治との距離：政治勢力の排除はできないので、偏りのない様に全ての政党と等距離で付き合い、信頼関係を作る

5-2-3 官民合同会合での議論

官民合同会議では、ネパール、日本両国の関係者によりこの件についての議論を進め、以下のような結論に達した。

1. ネパールにおいては、日本の全国農業協同組合中央会（JA 全中）や各地の農業協同組合（JA）から学びたいという大きな需要がある中、JA 全中やJA がネパールに対して何をオファーできるかについてもっと多くの情報を伝えることが必要である。
2. 単位協同組合同士の連携やネットワーク化は、ネパール及び日本のどちらにおいても重要であるということが認識できた。（そのような）いくつかの分野では、日本よりネパールの方が発展している例もある。
3. ネパール側は、日本の進んだ農業技術や加工、マーケティングの分野に興味を持っている。
4. ネパールと日本の間で、今後も農民組織の強化・育成に関する議論と情報交換を継続する必要がある。

5-2-4 まとめ、今後の活動に係る提言

- ネパールにおける農業者組織の育成・強化に関し、JA 全中や各地のJA のもつ知見を整理・確認し、情報提供・共有を行う。

- ネパール側の興味のある日本の進んだ農業技術や加工、マーケティングの分野を学ぶため、各地のJAへの視察や研修などの可能性を探る。
- ネパールにおける農民組織の育成・強化のため、ネパール農業協同組合中央連合会やその傘下の州レベル及び郡レベル農業協同組合連合会や単位農業協同組合へのJICA海外協力隊の隊員派遣を継続・強化する。
- JICA支援による「シンズリ道路沿線地域商業的農業促進プロジェクト」は2020年3月に終了するが、その農民組織の育成・強化による農業普及・振興の実績を踏まえ、後継案件の可能性を検討する。またその際、ネパール農業協同組合中央連合会やその傘下の単位農業協同組合との連携やJICA海外協力隊の派遣隊員との連携の可能性も検討する。

5-2-5 専門家の意見

ネパール農業協同組合中央連合会との意見交換のなかで、日本の農業協同組合の仕組みを参考にしているとのコメントを伺った。また、チャラウディ農業協同組合においても、日本の農協への留学経験者のアドバイスを参考にすることが聞かれた。実際、チャラウディ農業協同組合の販売・購買の仕組みは非常に日本の仕組みに近く、市場の発展にともしない、その役割はさらに拡大すると見込まれる。

ネパール農業協同組合中央連合会からは、日本への視察経験がこれまでないため、今回の機会をきっかけに人材交流等ができないかという打診があった。

これまででもJAグループでは、アジア農協振興機関（IDACA）を中心に人的な交流を進めている。しかし、この場合は、ネパール全国協同組合連合会の理事など役職者等が研修参加者の中心となる傾向があった。今後は、組織運営に加え、営農指導や販売事業の効率化等にも範囲を広げ、実務担当者を対象とする中～短期的な研修を双方にメリットのあるかたちで実施できればと考える。このとき、どのような在留資格を利用して国内農業に従事するかは要検討となるが、「高度人材」、JAにおける「請負方式」、特定技能等様々な選択肢がある。

研修先の選定については、産地パワーアップ事業等を利用した大規模な選果場も有意義と考えるがこだわる必要もなく、生産指導と出荷選別、ないし六次化まで取り組み、かつ多品目を取り扱う農協が望ましいと考える。

また、以下の理由から、全農県本部、園芸連や経済連など県域組織との連携事例を説明することも望ましい。すなわち、ネパール国内では協同組合が年々増加する状況がみられるが、その規模は必ずしも大きくない。そのため、今後の市場対応や発展を踏まえた場合、農協の規模が課題となることも懸念される。かつては日本国内にも多数の農協があり、品目的に特化する専門農協も数多く存在していた。しかし、市場との関係性や資金面での課題等に直面し、多くの農協が再編され、現在に至っている。ネパール国内の農協でも同じく再編が必要になる可能性が高く、その在り方を検討すべきと考える。

その1つとして考えられるのが、地域内の農業協同組合での連携である（ヒアリングのなかで、既に近隣の農協との連携を模索しているとは聞いている）。特に個人的に検討すべきは物流の効率化（圃場から農協の施設、農協からカトマンズの市場）であり、一定程度のロットを持ちつつ、販売から流通まで行う在り方を検討すべきと考える。

5-3 日・ネ間の政府間における協働の可能性：遺伝資源・育種分野

5-3-1 基礎調査

ネパールは生物多様性に富み、品種改良に有益な植物遺伝資源に恵まれているといわれているが、特に野菜をはじめとする園芸作物は優良品種の普及が遅れている。また、自国で育成された野菜品種の数が極めて限られていることから、ネパールの環境に適した遺伝資源の利用を図りながらの、育種能力の向上が求められている。このことから、ネパールの遺伝資源の保存と利用、及びそれらの遺伝資源を生かした育種能力の向上、高品質な種子の生産技術の普及と検査体制の確立、更に、日本の種苗会社との連携、あるいは投資によりネパールに堅固な種苗産業を育成するための行程（ロードマップ）、更にその行程の実施のための政府間協力の可能性についての一定の共通理解を得ることとする。

ネパールにおけるフードバリューチェーンを確立するためのツールとして、ネパールに堅固な種苗産業を育成することをゴールとしたロードマップについて考察する。

その際、以下の3点を重要な要素として取り上げる：

- ① 遺伝資源の収集と利用： ネパールと日本が持つ遺伝資源の育種への共同利用
- ② 品種改良： ネパールに適する品種の導入及び育成
- ③ 種苗会社の投資： 採種事業から種苗産業の育成

① 遺伝資源の収集と利用

ネパールの遺伝資源と日本の遺伝資源については相補的な関係にあると考えられる。ネパールは多様な気候や地形から遺伝的多様性に富んでおり、品種改良に必要な有益な遺伝資源を有していると考えられるが、このような遺伝資源は日本の種苗会社にとって有益なものである。

一方、主要穀物（水稻、小麦、トウモロコシ）においては、日本のジーンバンクが保有する遺伝資源を提供し、共同研究によりネパールに適した品種を育成することが重要である。

そのためには、ネパールと日本の間で遺伝資源の交換を国際ルールに沿った形で進める必要があり、そのための政府間の枠組みの確立が必要とされる。

また、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）はアジア諸国のジーンバンクと共同して、植物遺伝資源の利用促進のための国際共同研究プロジェクト

(PGRAsia)⁷を実施している。ネパールにおいては2015～2017年度にネパール農業研究評議会と共同で事業を実施した。事業実施期間中にトウガラシ・アマランサス・キュウリ等の396点の遺伝資源を採集したが、採集した遺伝資源を日本に移転するための協議が整っていない。遺伝資源の移転のためには、生物多様性条約及びその名古屋議定書に従い、遺伝資源の利用から生じる利益の配分等についての合意が必要と考えられる。

② 品種改良

ネパールでは野菜の消費量は増えているものの、その生産に必要な種子は十分に供給されておらず、また、消費者の要求に合致した優良品種の普及も進んでいない状況と考えられる。そのため、まず、日本の種苗会社が保有する品種のネパールにおける適応性を判定し、ネパールの野菜の品質の改良を図ることが考えられる。更に、双方の信頼関係を構築したのち日本の種苗会社による投資とネパールの種苗会社との連携により、それらの品種とネパール在来の品種を組み合わせることにより、ネパールの環境に適応した、品質の高い野菜品種の開発を行うことが有効と思われる。

③ 種苗会社の投資

日本の種苗会社は優良な野菜（種子）の生産技術を持ち、また、ネパールをはじめとする海外での種子の販売拡大を図っている。さらに、種苗会社では、種子の生産基地を人件費が安く、病害虫の汚染が少ない国や地域に求めている。ネパールは、多様な気候や地形に富んでいることや、病虫害の汚染が少ないことから、日本の種苗会社にとって有望な種子増殖基地となる可能性を秘めている。なお、この分野については、内閣府がまとめた「インフラシステム輸出戦略」のなかでも、農業分野での新たなフロンティアとして「遺伝資源保存・提供システム及び植物品種保護システム構築の支援による我が国種苗産業の海外展開支援」が農林水産省より提案されている（平成25年5月17日内閣府）。

このようなことから、ネパールの種苗産業への投資は、種子生産地の育成への投資から始めることが現実的で、しかもネパール側は種子生産技術を習得でき、また、日本の種苗会社からの委託種子生産による利益を得ることができることから双方の利益につながるものであると考えられる。

種苗会社のネパールへの投資を促進するために、以下のような環境整備を国の政策として進める必要があると考えられる：

⁷ PGRAsia は、農林水産省委託プロジェクトによる農業・食品産業技術総合研究機構（農研機構）とアジア諸国のジーンバンクの協力による植物遺伝資源の利用促進のための国際共同研究プロジェクトである。

- 種子の品質管理のシステムを強化するために、JICA による「種子品質管理システム能力強化プロジェクト」の実施を推進する。特に国際種子検査協会 (ISTA) のルールに基づく、優良種子の認証システムを確立する。
- 品種保護をはじめとする知的所有権を十分に保護するために、植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV 条約) に基づく植物品種保護制度の導入を進める。
- 民間企業の投資を進めるための投資環境を整備する。

日本の種苗会社がネパールに投資することにより、双方に下のようなメリットがあると考えられる：

ネパール側のメリット：

- ・ 種子生産技術の習得により、ネパール国内向け種子の品質が向上する
- ・ 野菜種子の生産基地となることにより外貨の獲得が可能となる
- ・ ネパールの遺伝資源を生かした種苗産業の発展につながる

日本側のメリット：

- ・ ネパールを種子の生産基地として利用できるようになる
- ・ 生産する種子親の盗難や流失防止への期待が高い
- ・ ネパールの遺伝資源を、品種育成に利用することができるようになる

5-3-2 調査結果

(訪問先での情報収集)

訪問先	主な内容 (先方の主な発言)
ネパール農業研究評議会 (Nepal Agriculture Research Council : NARC)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源・育種の領域では、ネパール政府の戦略は、遺伝資源へのアクセスと利益配分 (生物多様性条約、名古屋議定書に基づく)、国家種子ビジョン⁸、種子法を基礎としている。現在、種子規則は改定が進んでいる。 ・ 育種には通常 9 年ほどの期間を要しているが、これを加速するために DNA マーカーを利用した育種技術を取り入れている。 ・ ネパールでは野菜種子の生産が弱く、その強化が必要である。 ・ 韓国、イスラエルへ若い農業者を訓練生として派遣しているが、このような人事交流は有効であると考える。
ジーンバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジーンバンクは 2010 年に開設された、NARC の下部組織。 ・ ネパールは 60m~8000m の高低差があり、地球上の 0.1% の面積を占めるに過ぎないが、遺伝的多様性は高い。 ・ 現在 3 万点のネパールの遺伝資源を保存している。 ・ 資金及び人員が不足している。 ・ 野菜の種子は外貨を使ってインド、中国、日本から輸入している。

⁸ ネパール政府による種子政策であり、詳細は (34 ページ) を参照。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺伝資源をネパールから持ち出すためには、許諾を必要とする。食料・農業植物遺伝資源条約の付属書 1 に載っている植物種については、同条約の Standard Material Transfer Agreement (SMTA) を用いて移転ができる。 ・ 野生種、近縁種、保護地区や国立公園にある遺伝資源の管轄は、森林環境省の管轄となっている。
種子生産農場 (カトマンズアグロコンサーン)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2001 年に創業した。現在、穀類 (イネ、小麦、トウモロコシ) とトマトの種子を生産している。 ・ 200 の地区で 500 軒の個人農家が契約により種子を生産している。会社が農家を技術的にサポート (パッケージ) している。 ・ 純国内企業で、現在はバングラデシュに種子を輸出している。 ・ NARC が持つ親系統を用いて、トマトのハイブリッド種子を生産している。NARC とはライセンス契約を結び、ライセンス料を払っている。 ・ 政府の承認を得た、自前の実験室を擁し、純度検定、発芽率の試験を行っている。販売する種子の純度は 99%、発芽率は 90%以上としている。 ・ トマトのケチャップも生産している。 ・ ネパールで複数の地域で種子生産を行うことで、周年の種子生産を可能としている。 ・ 地方政府と共同している。地方政府の種子検査員が派遣されてくる。 ・ 自前の工場で、選別、検査、包装を経て市場に出している。 ・ アブラナ科等の日本の品種の種子を生産する事には関心がある。高い品質を保証できる。ネパールの気候 (ネパール北部) はアブラナ科の種子生産に適している。 ・ ネパールの賃金は一日 420~1000 ルピー (400 円~950 円) 程度。
ネパール種苗協会 (Seed Entrepreneurs' Association of Nepal: SEAN)	<ul style="list-style-type: none"> ・ SEAN は 1991 年 3 月 25 日にできた非営利機関で、アジア太平洋種子協会 (Asia Pacific Seed Association: APSA) の会員でもある。SEAN の会員数は 2700 を数えている。野菜種子の生産に力を入れている。 ・ 国家種子ヴィジョン⁹は、4 つの大規模種苗会社 (Mega Seed Companies) の設立を目指している。 ・ 今のところインドには種子の輸出はしていないが、バングラデシュにはしている。 ・ アブラナ科、ニンジン、玉ねぎの種子が主体、トウモロコシ、トマト、ニガウリではハイブリッド種子の生産も始めている。
ネパール種子サービスセンター会社 (SEAN Seed Service Center Ltd.)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 14 人の株主により 1999 年に創設された。SEAN と同じ建物に本部を置く。 ・ 種子の生産・販売だけでなく、種子検査、種子生産農家への指導等の種子に関する様々なサービスを提供している。近代的な機器を備えた種子実験室を持っている。 ・ ネパールでは 671 の品種の認証種子 (Certified seed) がある。そのうち 398 が Registered varieties (外国産、ハイブリッド)、273 が Released varieties (国産品種) となっている。これらの品種はネパールで多くの消費者に好まれていると考えられ、ネパール種子サービス

⁹ ネパール政府による種子政策であり、詳細は (34 ページ) を参照。

	<p>センター会社ではこれらの品種の種子を生産し、自社ブランド (SEAN SEEDS) で販売している。</p>
<p>種子品質管理センター (Seed Quality Control Center: SQCC)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当センターでは、種子の品質の管理を行っているが、本部の他に 8 つの地域ラボラトリーがある。 ・ 国際種子検査協会 (ISTA) の規準に従った種子検査を行っているが、ISTA の承認は獲得していない。 ・ 発芽率、純度、含水量の試験の他に、病害テストも行っている。 ・ 種子の生産は、Breeders' seed、Foundation seed、Certified seed、Farmers' seed の順で行われている。 ・ 国家種子委員会が国レベルでの種子政策の決定を行っている。 ・ 同委員会は、民間会社に対し Foundation seed の生産のライセンス (Seed producer) を発行している。 ・ 現在、35~40 の民間会社が Foundation seed の生産を行っている。 ・ 現在 99 名の民間の種子監督官 (Seed inspector) が同委員会から認定を受けている。 ・ 生長が早く、収量が高いという理由で、ハイブリッド品種に人気があるが、トウモロコシでは、親系統を所有していないため、ハイブリッド種子の生産はできない。トマトのハイブリッドは NARC の親系統を用いて生産している。ハイブリッド種子の生産を増やすことを目標としている。
<p>第 3 州 土地管理・農業・協同組合省本省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 局長 (畜産の専門家) が対応。(今回の連邦制移行に伴い) 州知事が替わったが、州レベルではまだ何の変化も起きていない。州の次官は中央政府から派遣されてきた。 ・ 州内の 13 の郡に、農業・家畜のサービスセンターを設立する予定である。 ・ 州政府としての政策、戦略については、中央政府と変わりはないが、異なった役割を演じることになる。中央政府では 50% が補助金で仕事を行っている、州では、より多くの補助金を出すことも可能である。州の財源は州税からとなる。 ・ 畜産分野では、コンポスト肥料のプロジェクトが予定されている。
<p>第 3 州 土地管理・農業・協同組合省農業開発局</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策レベルでは、5 年計画を立てている。機械化、灌漑、太陽エネルギー、苗畑、大規模果樹栽培等、21 の分野でプロジェクトが提案されている。 ・ 次の 3 つの方法で人材育成に取り組んでいる。①高校卒業生を若手技術者 (Junior Technician) として育成、②農家の訓練のためのリーダーの育成、③13 の地域で農業知識センター (Agriculture Knowledge Center) を設置しての農民教育。 ・ 上記の Knowledge center への人材供給のために、州レベルでボランティアを募集する。全国では一万人規模となる予定である。 ・ 従来の Agricultural Development Center から Knowledge Center へと制度が変わることになったが、それに伴って、今までの人脈が切れてしまうことも多い。

ネパールにおいては、栄養改善の見地より野菜の普及が求められていることが確認された。カトマンズのカリマティ野菜卸売市場でも、売り場に並ぶ野菜の品質は向上し種類も多くなっている。野菜生産者農家は見た目の良さ、収穫物の揃いなどに気を配るなど、消費者のニーズに応ずる用意ができています。

その一方で、野菜の種子の供給は質・量において十分ではないことが分かり、そのことはネパール種苗協会においても確認できた。しかしながら、独自で交配を行い、優良種子の生産を始めている民間の種苗会社は、数に限りがあるものの存在し（カトマンズアグロコンサーン）、その品質保全に対する意識は高いことが確認された。ネパール種苗協会は民間の種苗会社を組織したものであるが、国に頼らない独立した種苗産業を育成しようという意欲を強く持っていることが確認された。同協会は1989年に創立し、1991年3月25日に登録されている。現在、約2700の会員を擁し、地域別に作業委員会を設けて活動している。日本の種苗会社との関係を築くことで、日本からの優良種子の導入、育種技術、種子生産技術の導入を図ることにも関心を示している。

JICAにより提案されている「種子品質管理システム能力強化プロジェクト」は、農業・畜産開発省の種子品質管理センター（Seed Quality Control Center）と共同で、ネパールにおける高品質種子の増殖、及び認証システムの水準を引き上げることにより、信頼できる種子の生産・使用量を増大することを目指している。更に、ネパールの種子の品質検査システムを効率化するための法的制度の発展を目指す。プロジェクトでは、これらの目的を達成するための各種調査、施設整備、訓練、情報システム構築、バイオテクノロジー（遺伝子解析実験室）を含む高度技術に関する能力構築を行うこととしている。

(1) 種苗会社の進出の可能性

ネパールにおける調査で、ネパールでは高品質の野菜を求める消費者の要求があり、それに必要な種子の需要があることが確認できた。また、数は少ないが、独自の交配を行い、優良種子の生産を始めている民間の種苗会社も存在し、日本の種苗会社とのパートナーシップを組むことができる会社もあること、また、ネパール種苗協会にもそのようなパートナーシップに関心を示している会社も存在する。日本の種苗会社の中には、既に、JICAの「中小企業・SDGs ビジネス支援事業」を用いて、途上国における種子生産を通じた技術移転を図っているところもある。ネパールにおける種子生産、特に日本の種苗会社が種子の生産基地として使用する際に問題となることは以下の点であると考えられる：

- ・ 交通事情の悪さ、特に、圃場へのアクセス
- ・ 種子の検査体制の不備
- ・ 知的財産権を保護する仕組み（品種保護制度）の不備

現状では、これらの条件がそろわないこと、また、多くの種苗会社は既に海外に種子生産基地を確保していることもあるが、今後、ネパールにおける条件が整い、また、現在使って

いる種子生産基地が、病虫害の発生等により劣化し、もしくは、人件費が高騰するなどのことがあれば、ネパールを種子生産基地として利用できる可能性がある。

(2) ネパールの種子政策について

ネパールにおいては、種子政策は以下の3つの政府文書、法律、規則により定められている：

- ・ 国家種子ヴィジョン 2013-2025 (National Seed Vision (2013-2025))
- ・ 1989年種子法 (Seed Act 1989)
- ・ 2013年種子規則 (Seed Regulation 2013)

国家種子ヴィジョン 2013-2025によると、2025年までに民間部門の研究開発能力を強化すること、将来的に大規模種苗会社を4社育成すること、百万の農家世帯が高品質種子にアクセスできるようにすること、種子更新率を自殖性作物で25%、他殖性作物で33%、野菜で90%、ハイブリッドで100%に引き上げること、イネとコムギの種子生産量を倍増すること、種子の輸出入のルールを国際水準に合わせることを目標としている。

1989年種子法によると、農業開発省他の種子専門家からなる種子委員会 (Seed Board) が、国の種子政策を政府に提言することとなっている。種子委員会は、民間企業が種苗産業に投資することを促進することが定められており、ネパールでは、種子政策の中で、民間企業が種子生産に積極的に関与することが予定されている。また、種子の品質基準を制定し、新品種の種子のリリースを承認すること、品種の区別性、均一性、安定性の試験を行うこととされている。

2013年種子規則では、種子法で規定されている、品種の認定、リリース、登録、品質基準等の細則が定められている。

種子法、種子規則に定められている規準はネパール独自のものであると考えられるが、それら適用がどこまで厳密に行われているかについては、不明の点がある。特に、種子検査については、種子品質管理センターはISTAルールに則った検査をしているということであるが、ISTAの承認を得た種子検査施設はネパールには存在しない。

(3) ネパールにおける植物品種保護をめぐる動きについて

1989年種子法及び2013年種子規則では、品種を定義するものとして、区別性、均一性、安定性の概念も含まれている。また、品種のリリース、登録、ラベリング/自己宣言による品質保証についての規定がなされており、更に、品種を育成した者が所有権 (ownership rights) を取得することを認めている。しかしながら、知的所有権としての品種保護の仕組み、すなわち、新品種の利用をする際に品種権者の許諾を必要とする法的制度は整備されていない。

ネパールは、2004年4月23日にWTOに加盟した。その結果、WTOの知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS協定) 第27条第3項(b)の規定により、植物品種を特許

あるいは効果的な *sui generis system*¹⁰で保護する義務を負うこととなった。当時は、*sui generis system* とは UPOV 条約に基づく法的枠組みであるという理解がなされており、ネパールにおいても UPOV 条約に基づく植物品種保護制度の導入についての議論がなされるようになった。しかしながら、UPOV 条約に反対するインド等の影響もあり、独自の *sui generis system* の導入が図られるようになっている。最初のドラフトは 2004～2005 年に作成されているが、それ以降の進展は報告されていない。ドラフトは、以下の点を特色としている：

- ・ 育成者権は UPOV 条約を基本としているが、いくつかの例外項目と保護品種の上に農民の権利 (farmers rights) を置いている (保護品種であっても農民は育成者の許諾を得ずに保管、交換、再利用、販売ができるというもの)
- ・ 農民の品種 (farmers varieties) には 農民に権利を与える
- ・ 保護を受けるためには、植物品種は区別性、均一性、安定性を備え、法の下に登録される必要がある

このような保護システムでは、UPOV 条約の条件を満たすことはできず、ネパールは UPOV 条約に加盟することはできない。また、ネパールの育種家も日本人育種家が UPOV 条約加盟国で享受している権利を得ることが出来ず、ネパールにおいて植物育種を振興する際の大きな障害となるものと考えられる。

(4) ネパール地震後のネパールでの種子生産支援について

JICA の「ネパール地震復旧・復興プロジェクト」の中で実施した「優良種子の生産改善プロジェクト」では、2015 年に発生した大地震の激震地であったシンドパルチョーク郡において、トウモロコシや水稻等の優良種子生産の技術指導と種子貯蔵庫の再建を支援した。この中で、シンドパルチョーク郡の 5 つの地域の種子生産組合に対して座学と実地訓練を織り交ぜながら優良種子の栽培および収穫後の処置に係るトレーニングを実施した。プロジェクトの終了時評価では、水稻と小麦の収穫量が例年に比べおよそ 2 倍となったことが明らかになり、本トレーニングを契機に地域の農業活性化が進んでいくことが期待される。更に、地震により倒壊した種子貯蔵施設を、より地震に強い仕様で再建した。この種子貯蔵庫によって、地域として高品質でリーズナブルな価格の種子を生産・販売することができるようになると期待されている。

(5) ネパールの種子品質管理システムに対する支援

ネパールにおける優良種子生産のために必要な種子の品質管理、認証のための仕組みを構築することは、国家種子ヴィジョン 2013-2025 でも目標としている種苗産業の発展のために不可欠であり、農業・畜産開発省が所管する種子品質管理センター等の支援等が望まれる。

¹⁰ 特許等の既存のシステムではなく、品種保護という目的のために特別に用意したシステム。日本における種苗法による植物品種保護は *sui generis* なシステムと考えられている。

現在主に検討されている対象作物は穀物となっており、野菜は対象となっていない。国家種子ビジョンによると、種子更新率を自殖性作物で25%、他殖性作物で33%引き上げることと並んで、野菜で90%まで引き上げることとしており、野菜の種子検査も国内で実施できる体制を作ることが必要である。ちなみに、発芽率、水分含量、病害検査等に必要な基本技術は、穀類と野菜類では共通なので、野菜類も対象とすることに技術的な困難性がより増加することもない。種子の品質検査を有料とする場合、穀類に比べ値段が高い野菜種子であれば、検査料金を価格に転嫁することが比較的容易であると考えられる。また、野菜種子の場合は品質面について敏感な民間の種苗会社が生産することから、その品質を保証する種子検査、及び認証に対するニーズは野菜種子において高いものと考えられる。

国家種子ビジョンでは、種子の輸出入のルールを国際水準に合わせることを目標としていることから、将来的には、種子の輸出も考えていると考えられる。事実、標高が高いネパールにおいては、病害虫の発生が抑えられることから、そのような場所で生産した優良種子を、低地であるインド市場へ輸出することも可能である。その際には、国際的なルールであるISTAの規準に適合した種子を生産することと、ISTAのルールに従った種子検査、認証を得ることができるようにすることが不可欠である。前述したように、現在のところISTAの承認を得た種子検査施設はネパールには存在しないことから、本事業の実施により種子品質管理センターがISTAの承認を得ることが必要であり、そのための、施設、備品の導入、検査職員の訓練を行う必要がある。

種子品質管理センターが効率的に機能し、ネパール国内の種子の品質が向上するためには、検査技術の指導のみならず、ネパールの種子生産、流通の状況に適合した検査システムの導入が不可欠である。この分野においては、日本の技術、システムをそのまま導入するのではなく、ネパールの種子生産、流通の状況を十分調査したうえでネパールに最適なシステムを構築する必要がある。特に、種子の品質管理は日本の場合は個々の種苗会社が行っているが、ネパールの場合は種子品質管理センターが民間の種苗会社に対する種子の品質管理に関する指導的な役割を果たすことが期待される。その面で、農業教育機関との連携も重要であると考えられる。また、種子の生産は、種苗会社の採種農場で行われるばかりでなく、一般の農家（種子生産農家）、契約農家あるいはそれらの協同組合によることが多いことから、これらの農家、協同組合に対する教育が重要である。教育の中には、優良種子の生産の上での留意事項の他に、種子検査及び認証の重要性についても含まれる必要がある。

今回の現地調査により判明したことだが、SEAN Seed Service Center Ltd.のように、民間の種子生産、検査のサポート機関ができており、質の高いサービスを提供している。このような民間のノウハウも参考にしながら、種子品質管理センターの運営方法を検討する必要がある。

5-3-3 官民合同会合での議論

官民合同会議では、ネパール、日本両国の関係者によりこの件についての議論を進め、以下のような結論に達した。

ネパールにおける堅固な種苗産業の育成は、ネパールにおける効果的なフードバリューチェーンを構築するための一つの可能性のあるシナリオである。更に、次の4つの領域における国際協力の重要性が指摘された：

1. 日本の種苗会社による投資を奨励するための条件整備：日本の種苗会社との協力による種子生産の強化はネパールにおける堅固な種苗産業の発展のための第一歩であると考えられる。そのためには、知的財産権（植物新品種保護権、遺伝資源へのアクセスとそれから生じる利益の配分）や品質管理、認証のためのシステムの適切なルールの実施等民間会社の投資を奨励するための条件整備が必要である。
2. 植物育種：機能的な官民共同による日本からの新品種の導入とそれを用いたネパールに適した植物品種の育成はネパールへの堅固な種苗産業の発展を促すものである。
3. 遺伝資源の収集と利用：ネパールと日本で遺伝資源の共同利用を可能とするような環境、特に、生物多様性条約及びその名古屋議定書等の国際協定に則った枠組について検討する必要がある。遺伝資源の交換は現行の国内法及び国際法及び法的枠組みに従って行う必要がある。
4. 公共及び民間部門の制度的及び人的な資源を振興させる必要がある。更に、ネパールのジーンバンクは保存されている遺伝資源の遺伝的特徴を保全する必要がある。

5-3-4 まとめ、今後の活動に係る提言

今回の調査、更に、官民合同会合でも明らかにされたように、ネパールにおける種苗産業の育成を官民共同で行うことについてはネパール側の関心が高いことが確認できた。日本の、特に、民間種苗会社の協力を得る形での協力を可能とするためには、民間企業がネパールに投資することを決断するために必要な条件整備を行う必要がある。その条件を整えることができるのであれば、ネパールにおいて堅固な種苗産業を育成するためのシナリオとして、以下のロードマップが考えられる。

- ① 日本の種苗会社との連携による種子生産技術の導入
- ② ネパールにおける種子生産の技術習得
- ③ 病害虫検査技術の強化
- ④ UPOV への加盟により新品種保護
- ⑤ 種子生産技術習得によるネパール国内向け種子の品質の改善
- ⑥ 国外への種子の供給
- ⑦ ネパールの遺伝資源を生かした品種改良が進む
- ⑧ 堅固な種苗産業の発展

5-3-5 専門家の意見

これまでにカトマンズのカリマティ野菜卸売市場を訪れる度にいろいろな発見をしてきた。売り場に並ぶ野菜の品質は向上し種類も多くなっている。野菜生産者農家は見た目の良さ、収穫物の揃いなどに気を配っている。消費者が要求する十分な品質と量の野菜をマーケットに供給するためには優良品種種子のいっそうの導入も求められることから、ネパール農業の発展に欠かせない種苗産業の育成支援は必須である。



現在、ネパールでは主要野菜種子の供給を日本、中国、タイ、インド等に依存している。野菜の種類によっては、輸入される種子の品質や量が充分でないため、不足する種子はネパール種苗業界が補うことになる。そのためネパール種苗産業育成支援は委託種子生産地への投資から始めることが現実的であろう。このことによりネパールの種子生産者は種子生産技術を習得でき、また、日本の種苗会社からの委託種子生産による利益を得ることができることから双方の利益につながるものであろう。

SEAN（ネパール種苗協会）会員で一般種（固定種）や交配種を生産する種苗会社は 20-25 社あることが判った。その中の数社は NARC（ネパール農業研究評議会）が育種した F1 トマト Srijana 種子の生産を行っている。



トマトの交配のためのビニールハウス

トマトの交配作業風景

ネパール丘陵地の段々畑は山と河で隔てられていること、また古くよりカリフラワーの栽培や種子生産が行われていることなどからアブラナ科の採種にも適していると考えられる。

また、ネパール政府の支援も必要である。種子品質検査では国際種子検査協会（ISTA）から認証検査所の資格を取得し、種子検査（発芽検査、含水率など）手法の標準化や種子伝染性病害標準検査法などの技術向上を図ることや、F1 品種の親系統流失や交配種子の盗難防止をするために、UPOV 条約に加入することで海外の種苗会社が種子の生産委託をしやすい環境を作り、そしてネパール種苗協会会員が種子輸出時に必要に応じ使える高性能の種子選別機械を備えた種子センターも必要であろう。

この度の派遣期間中に種苗会社を訪問する機会に採種状況の聞き取りを行った。

目的：ネパールの民間種苗会社の種子生産状況を知る

月日：2019年11月12日

面談相手：Mr.Ganesh Baniya(代表者),Kathmandu Agro Concern Pvt. Ltd.

事業内容：野菜種子生産（交配種、原種、固定種など）

質問内容：

1) 野菜種子生産実績

野菜の種類	F1 又は OP 種	採種形態	採種面積 (ha)	採種量 (kg)	交配作業員 US\$/日	種子販売価格(US\$/kg)
トマト	F1 (Srijana)	自社農場	0.5	25.0	3.50~7.50	600~800
キュウリ	OP	契約農家	2.5	300.0	-	-
カリフラワー	OP	契約農家	1.0	300.0	-	-
ダイコン	OP	契約農家	3.5	3,000.0	-	-
タマネギ	OP	契約農家	1.5	300.0	-	-
エンドウ豆	OP	契約農家	4.0	4,000.0	-	-

2) 将来採種したい野菜と種子の種類

野菜の種類	種子の種類	採種可能面積(ha)
トマト	交配種	1.0
カリフラワー	交配種	1.0

3) 種子生産技術者と課題

仕事の内容	社員数	課題
育種担当者	1	
栽培技術担当者(農学士)	1	
農業普及補助員有資格者	2	
作物管理作業員	20	作業員の専門知識や技術レベルに差があるため 年1回作業員に対し研修を行っている
管理部門	10	
その他		農地価格が高いため農場拡張は困難である

4) 種子精選設備

精選機	機械製造メーカー	処理能力(kg/時間)	機械台数	作業員数
比重選別機	ネパール製	60~80	1	1
風力選別機	ネパール製	250~330	1	1
脱穀機	ネパール製	250~330	1	1

5) 種子品質検査体制

5)-1. 栽培期間中の圃場検査

a.固定品種採種の場合、栽培期間中に種子生産圃場の対象作物を自社技術員が1回目視検査を行い、NARC職員が必要に応じ1回行っている。

b.交配種採種の場合、栽培期間中に種子生産圃場の対象作物を自社技術員が頻繁に目視検査を行い、NARC職員が1回行っている。

*自社の検査員は農学士又は育種家

5)-2. 収穫後の種子品質検査

種子の品質検査を民間検査ラボに委託している

検査項目 ①発芽率 ②純度 ③病害(必要に応じて)

6) 農家の種子生産技術レベル - 回答を得られなかった

7) 種子生産委託先農家との採種契約

事前に採種契約を締結している。

8) 専門家の感想

Kathmandu Agro Concern Pvt. Ltd.が生産する種子はネパール国内栽培用として満足できる品質と思われるが、輸出用種子はそれ以上の高品質が要求される。ネパール製種子精選機の性能は日本製に比べ少し劣ること、雨期に収穫した種子の乾燥方法など課題は多い。採種圃場はきれいに清掃され、病気の発生はなく管理は行き届いていた。

トマト交配種子の生産価格は US\$600~800/kg と中国やタイ国の生産価格よりやや安い。農場には若い女性の交配作業員が多いことや、労働賃金も安いことなどネパールでの種子生産は魅力的である。

5-4 日本の農業・食品関連産業におけるネパール人材受け入れ可能性

5-4-1 基礎調査

(1) ネパールの海外出稼ぎ労働者の概要

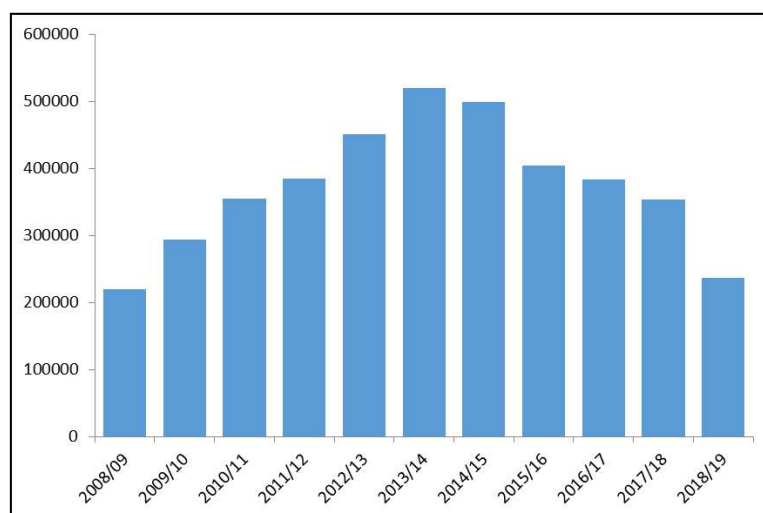
ネパールでは、ピーク時は毎日約 700~900 人¹¹の若者が出国していたといわれ、全人口の 2660 万人のうち 220 万人が不在者人口である¹²。2019 年現在までの海外出稼ぎ労働者数は累計で 513 万人で、図 2 のとおり、海外出稼ぎ者は 2013/14 年度 52 万 7814 人に達したが、その後、減少傾向にある¹³。一方で、郷里送金額が 2017/18 年度最高の 7550 億ルピーに達し、国内総生産 (GDP) の 25.1%を占めるなど、依然としてネパール経済を支えている¹⁴。

¹¹ 海外就労局局長インタビューWeb記事 (Khabarhub、2019年8月7日)

¹² 「移民大国」(南真木人、2015年)、「就労も就学も一急増する滞日ネパール人の若者と子供」(田中雅子、2016年)

¹³ MoLESS プレゼン資料 (2019年)、「図説ネパール経済 2019」(在ネパール日本国大使館、2019年)

¹⁴ 同上



出典：MoLESS 発表資料(2019年)

図 2：海外出稼ぎ者数の推移

海外就労の所管省庁は、労働・雇用・社会保障省（MoLESS）海外就労局（DoFE）である。2019年のDoFE発表によると、海外出稼ぎ先はマレーシアと中東諸国が上位を占め、日本への海外労働者数は累計で1万8414人、国別海外出稼ぎ労働者数の累計ランキングで9位だった（表2）。

表 2：国別海外出稼ぎ労働者数の累計

順位	出稼ぎ先	労働者数（人）
1	マレーシア	1,612,752
2	カタール	1,405,227
3	サウジアラビア	1,031,389
4	UAE	650,134
5	クウェート	151,693
6	バーレーン	57,659
7	韓国	45,498
8	オマーン	36,095
9	日本	18,414
10	レバノン	12,757
11	アフガニスタン	12,468
12	イスラエル	8,966
13	その他	93,397
合計		5,136,449

出典：DoFE (2019年)、「図説ネパール経済2019」（在ネパール日本国大使館、2019年）

(2) 海外就労に関する法律

ネパール政府は、海外で就労する労働者の権利の保護とネパール人の海外就労のための業務を行う者の保護を目的に、2007年に海外就労に関する法律を制定・施行し、海外就労に関する方針（2011年）、海外就労に関する規制（2017年第3回改正）を制定している。表3に、海外就労に関する法律の概要を、一部抜粋して示す。

表3: 海外就労に関する法律（2007年）

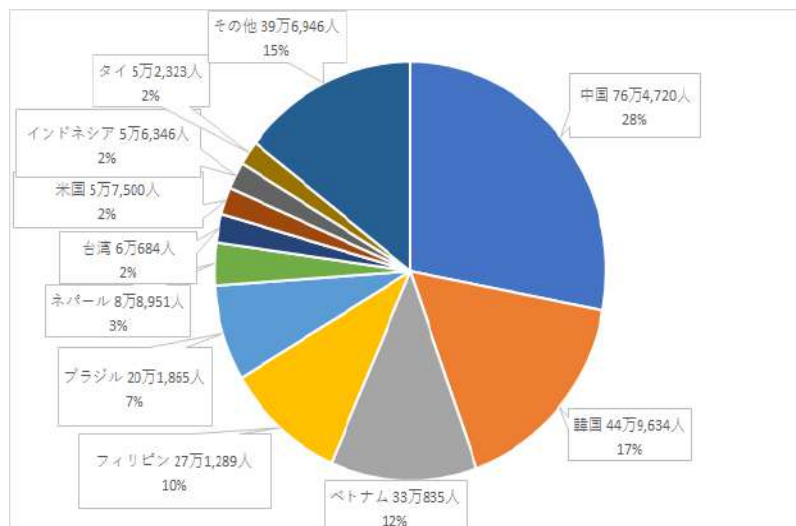
<p>前文：目的 海外で就労する労働者の権利の保護 ネパール人の海外就労のための業務を行う者の保護 第1章：法律の名称、発効条件、定義</p>
<p>第2章：海外就労に関する条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネパール政府はネパール人の海外就労のための業務を行うことができる（外）国を公示しなければならない。 ・ネパール政府はネパール人就労者が既にいる、あるいは将来いるようになると思われる国と二国間協定を結ぶことができる。 ・ネパール政府は、外国から求められた場合には、競争により選抜された労働者を、認可送出機関を通じて送り出さなければならない。 ・ネパール政府は、協定がある場合には、政府機関を通じて労働者を選抜し送り出すことができる。その選抜のために、政府の下に委員会を設置する。 ・18歳以下の者の海外就労の禁止 ・男女平等 ・優遇措置の導入の可能性（女性、不利益集団、原住民、抑圧された集団、自然災害犠牲者）
<p>第3章：送出機関の認可 第4章：就労者の選抜及び事前の承認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外就労者の選抜のために、送出機関は雇用者に関する以下の情報を海外就労局に提供する：雇用者の情報（名称、住所）、雇用のタイプ、種類、要求される労働者のタイプ、人数、給料、特典、休暇、労働日数、労働時間 ・海外就労局は、上の情報に基づき、雇用者が適切であるか判断する。 ・送出機関は、上記の雇用機会を新聞等で公表する。 ・上記の雇用機会に応募しようとする者は、応募用紙を送出機関に提出する。 ・送出機関は、応募者の中から派遣予定者を選抜し、公表する。 ・海外就労局は、公表された派遣予定者に関する異議申し立てを受け付け、それに基づき審査を行う。 ・送出機関は、海外就労局の許可があった派遣予定者に対してビザの発給手続き、海外就労許可書の取得に必要な書類を整える。 ・個人レベルで海外就労を希望する者は、海外就労局に必要書類を提出して、海外就労許可を得ることができる。送出機関は個人レベルでの海外就労を斡旋することはできない。 ・ネパール政府は、海外就労の際の最低賃金を定めることができる。 ・ネパール政府は、送出機関が徴収する手数料の限度を定めることができる。 ・雇用者と労働者間の契約、送出機関と労働者間の契約は、海外就労に出発する前に、労働条件、賃金などについてきちんと説明がなされた上で署名されなければならない。 ・送出機関は、この法律に基づいて派遣される労働者を、派遣の全期間をカバーする保険（5百万ルピーまで）に加入させなければならない。
<p>第5章：就労者の訓練に関する条項 第6章：海外就労福祉基金 第7章：監視、監督 第8章：海外雇用促進委員会 第9章：犯罪及び罰則 第10章：調査及び問い合わせ 第11章：訴訟及び判決の手続き 第12章：雑則</p>

(2) 海外就労に関する課題

DoFE に会社登録している人材派遣会社は 1130 社ある。法律を遵守する企業がある一方で、未登録の斡旋業者も多く、渡航に係る経費を搾取されたり、斡旋業者に騙され多額の借金を負って海外に就労したりするケースが問題となっている。こうした問題は取り締まりが不十分なことはもちろんだが、海外就労を目指す若者の知識やスキルなどが低いことにも起因している。2013/14 年度の海外就労者の 75%¹⁵は単純労働者と報告されており、このような現状に対して、ネパール政府は悪徳斡旋業者を排除し、海外就労のために技能習得者だけを送り出す取り組みを強化している。

(3) 新たな在留資格「特定技能」

図 3 のとおり、日本では 2018 年末時点で 8 万 8951 人のネパール人が在留登録しており、国籍・地域別で 6 位、対前年末より 11%増えた。これら在留資格を持つネパール人のうち、最も多いのが留学生で 2 万 8987 人 (32.6%)、続いて家族滞在 2 万 6017 人 (29.2%)、その他 1 万 4950 人 (16.8%) だった。上記ネパール人の留学生数 (2 万 8987 人) は、中国の 13 万 2411 人、ベトナムの 8 万 1009 人に続く 3 位だった。またネパール人の 2018 年の難民申請者数は、前年より 18.1%増えて 1713 人、国籍別で 1 位¹⁶となった。日本には、留学生や難民申請者などネパール人の資格外労働者が 80%にのぼるといわれている¹⁷。



出典：平成 30 年末現在における在留外国人数について（法務省入国管理局、2019 年）

図 3：在留外国人の国籍別内訳（平成 30 年末）

¹⁵ Labor Migrant for Market: A Status Report for 2015/16-2016/27 (MoLESS, 2018 年)

¹⁶ 「平成 30 年における難民認定者数等について」（法務省、2019 年）

<http://www.moj.go.jp/content/001290416.pdf>

¹⁷ 「ネパール、湾岸、日本、数字の裏のそれぞれの問題」（山田寛、2019 年）

https://vpoint.jp/column/kokusai_radar-column/141735.html

ネパール人技能実習生は、上述した 2018 年末の統計では 257 人で在留資格を持つネパール人全体のわずか 0.3%が該当する。2017 年 6 月末の外国人技能実習生数は 25 万 1721 人で、国籍別で見ると、1 位のベトナム（10 万 4800 人）、2 位の中国（79 万 959 人）で全体の 73%を占め、ネパールは 11 位（200 人）だった。MoLESS から認可を受けた送出機関は 204 機関¹⁸ある。

2019 年 3 月に、日本とネパールとの間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書が締結された。これは、特定技能外国人の円滑かつ適正な送り出しと受け入れの確保をはじめ、問題の解決のための情報連携の基本的枠組みを定めたものである。農林水産省が所管する「農業」、「飲食料製造業」、「外食業」分野でも、人材受け入れにより同国と日本の関係強化、ひいては日本の農林水産業・食品関連産業との連携が期待されている。

本調査では、日本の人材受け入れ制度や日本側のニーズ、特に本調査に参加の日本の製糖関係者のニーズについてネパール側に共有すると同時に、ネパール政府の海外就労に関する政策や取り組み、またネパール側の人材送り出しに関する現状と課題、ニーズを明らかにする。さらにネパール側と日本側の協働可能性を探り、ネパールの技能を有する人材や農業・食品分野に関心ある人材を、日本の「農業」、「飲食料製造業」、「外食業」分野に送り出すことをゴールとしたロードマップについて考察する。ゴールの実現により、双方に以下のメリットがあると考えられる。

ネパール側のメリット：

- 海外就労を目指す若者の人材育成・能力強化
- 海外就労を通じた農業・食品分野での人材育成・能力強化
- 海外就労帰国者の現地ネパール農業・食品分野での活躍や産地への技術移転促進
- 日本の農業・食品分野の政府機関や民間企業、自治体との連携・協力強化

日本側のメリット：

- 農業・食品分野での特定技能者の確保
- 人手不足の軽減
- ネパールの農作物産地との連携・協力関係の強化
- ネパールにおける農産物の安定的供給体制の構築

5-4-2 調査結果

(1) 訪問先での情報収集

訪問先	主な内容
労働・雇用・ 社会保障省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海外就労に関する方針概要（単純労働者派遣から技能労働者派遣への転換、悪徳斡旋業者の排除）。 ・ 特定技能制度の実施体制の概要（ジャパンユニットの設立。仲介業者を

¹⁸ https://www.jitco.or.jp/ja/regulation/send/nepal/sending_organizations.html

	<p>介さない、政府間協力プラスビジネス)。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の製糖関係参加者との意見交換（日本の製糖業界の求める人材やスキルなどに関して、農業の特定技能試験の開始予定などについて質疑応答）。
ネパール外国人雇用斡旋業協会 (NAFEA)	<ul style="list-style-type: none"> 人材派遣業を中心に854社が加盟。 主な派遣先はマレーシアと中東で、分野は建設や各種工場、保安、輸送、サービス業、農業、小売業と多岐にわたる。 日本への派遣は建設業、工場、農業分野で実績があり、過去4年間688人の技能実習生を派遣した。しかし農業分野は少ない。 日本への派遣に関する課題と特定技能についての見解の聞き取りと意見交換。
DN International 社 (送出機関)	<ul style="list-style-type: none"> 1999年人材派遣会社として登録。技能実習制度の送出機関の認定も受ける。代表は日本人。 派遣先は日本よりも中東やマレーシアが多く、日系企業ガスプラント事業や国際空港建設事業、電子製品やプラスチック製品の工場など。 日本の技能実習生は2年前から、建設業、食品加工工場、農業はキノコ栽培に派遣実績あり。 日本語教室を併設。イチゴ農家に技能実習生として来日予定のネパール人若者が参加する日本語教室を視察。 日本の企業のニーズに見合う人材派遣に関する質疑応答と意見交換。
日本語教師協会 (JALTAN)	<ul style="list-style-type: none"> 加盟する日本語の語学学校は24校。在ネパール日本国大使館と7月と12月の年2回、日本語能力試験を実施。 カトマンズやポカラなど都市部で日本語の語学学校が増えているが、教師や授業の質が低い学校も多い。 JALTAN加盟語学学校に通う生徒の大半は、日本での就学（専門学校が主で一部大学）を希望している若者で、技能実習生は少ない。 特定技能制度、日本へのネパール人就労に関する見解と提言。
製糖会社協会	<ul style="list-style-type: none"> 協会の概要と体制（協会加盟会社の工場は南のタライ地方に11工場。製糖シーズンは12月から3月で工場稼働期は100人～150人が働く。労働力確保のため、それ以外の時期も作業員に手当を支払う¹⁹⁾）。 技能労働者はインド人、ネパール人は作業員で多くは工場周辺の農村出身者。 製糖業界の課題は、サトウキビ産量の減少、競争力のあるインド企業に押され2工場は閉鎖、政府からの補助金なし、若い労働者の確保が困

¹⁹⁾ 詳細な回答はなかったが、月給を低く設定している模様。

	<p>難。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の製糖関係参加者との意見交換。
エベレスト シュガー製糖 工場視察	<ul style="list-style-type: none"> ・設立は1994年、現在年間130日から170日ほど操業。 ・1日あたりのサトウキビの処理能力は5000トンとネパール最大、昨年は計58万トンのサトウキビを搾汁。 ・工場には研究部門と普及部門も併設。周辺サトウキビ農家への営農支援として栽培方法の指導や品種試験、土壌分析、高収量品種の配布、肥料や農薬を配布。 ・課題は、周辺農家の低い灌漑普及率（10-15%）を原因とする低い収量や、海外からの安い砂糖の輸入による自社製品の販売の低迷。
ヒマラヤン シュガー製糖 工場視察	<ul style="list-style-type: none"> ・2015年に設立、最も新しい設備で操業を行ない、ISOを取得。 ・職員と工場労働者は400人、半数の200人がフルタイム。残りは製糖シーズン（11月から4月）だけのパートタイム勤務。 ・同工場の砂糖は精製度が高く、ネパールで唯一ココアコーラの原材料となるなど、ネパールで最も高品質の砂糖を製造。 ・副産物のバガース（搾かす）を利用して周辺への発電も行い、モラセス（廃糖蜜）を利用してグループ企業で酒類製造。2018年は合計13万トンのサトウキビを搾汁。1日あたりのサトウキビの搾汁処理能力はまだ低いですが、今後定格の2500トンまで増加させる計画。
サトウキビ 生産者協会	<ul style="list-style-type: none"> ・主な活動は、政府と製糖工場と買い取り価格の策定など政策への影響力行使、サトウキビ農家の相互扶助。 ・今年のサトウキビの買い取り価格は、100キロあたり536.65ルピー。協会の求める価格より低かったが不満ではない。 ・課題は、労働者の確保が難しい、灌漑普及率が低く生産性が低い（灌漑なしの収量は45～150トン/ヘクタール、灌漑ありの場合220トン以上/ヘクタール）、買い取り代金支払いの遅延の発生（ひどい時は2年以上）。

	
<p>DN International 社併設の語学教室 (イチゴ栽培技能実習候補者が学習中)</p>	<p>ヒマラヤンシュガー製糖工場 (2015年設立、最も新しい設備で操業)</p>

(2) 調査結果

ネパールでは、求人が多くすぐに就労できるマレーシアや中東が出稼ぎ先として人気があり、日本は語学の問題やビザの申請・承認手続きが煩雑で時間がかかるという理由で必ずしも海外就労先の上位ではないことを確認した。技能実習生の送出機関のほとんどは、主として建設業や警備員、各種工場などに対してネパール人材を派遣しており、日本の「農業」、「飲食料製造業」、「外食業」分野での人材派遣は限定的であることも明らかになった。これらの分野でのネパール人技能実習生は農業学校卒や業務経験者であることはまれで、大半は未経験者である。インタビューした送出機関は、日本のイチゴ農家に送る技能実習生をネパールのイチゴ産地周辺、農家の子息などを中心に希望者を募り、本人の適性或意欲を十分に見極めて選定し、日本語教育を行っていた。農業分野のネパール人帰国技能実習生の実態については、関係機関からの聞き取りでは確認できなかった。

日本での就労に日本語と日本語でのコミュニケーション能力の習得が必要不可欠なことから、現地語学学校と提携している送出機関は多く、なかには日本語教育の質を担保するため独自に日本語教室を併設しているケースがあることも確認できた。日本語教師協会によると、日本語学習者の大半は、日本の専門学校での就学を希望する若者で技能実習生は少ないという。日本の社会や文化を十分理解せずにまた日本語を十分習得せずに、日本での就学や就労を安易に目指すネパール人若者が多いと懸念が示された。現行の技能実習制度では、日本到着後にオリエンテーションの実施があるが、ネパールと日本では生活習慣、文化、業務環境がまったく異なるため短時間のそれでは不十分であると、送出機関や語学学校経営者らは指摘した。

日本とネパールとの間で在留資格「特定技能」に係る協力覚書が締結された2019年3月以降、同制度の詳しい内容以上に「日本で就労可能」と繰り返し報道するメディアの影響もあり、若者を中心に日本での就労に対する期待が急速に高まっている。日本語学習者でない者までもが2019年7月に実施された日本語能力試験に殺到し、10月に実施された初めての

介護の技能試験にも多くの受験希望者が殺到した。

MoLESS は特定技能の窓口として同省海外就労局（DOFE）に「ジャパンユニット」を設置した。基本方針として、政府機関同士で調整（G to G: Government to Government）するとともに、日本の企業や人材受入機関からの求人をジャパンユニットが調整（G to B: Business）するとしている。これまでの技能実習生派遣は、ネパール側の送出機関と日本側の監理団体が直接連携・調整できたが、特定技能はジャパンユニットが調整する点が異なる。悪質な人材斡旋業者の関与の排除がねらいだが、ネパール外国人雇用斡旋業協会（NAFEA）や加盟企業からは、実績のないジャパンユニットが、日本企業や日本の人材受入機関から多くの求人を取り付けることはできないのではないかと批判的な声が聞かれた。

この特定技能については、ジャパンユニットや在ネパール日本国大使館が情報提供を主にホームページ上で行っている。しかし、訪問先の関係者からは、情報提供は十分でない、技能実習と特定技能の制度の違いがわかりづらいといった意見をはじめ、関係機関同士が情報共有・協議できる場の設置を求める声が多く聞かれた。

MoLESS は、単純労働者ではなく技能を持った海外就労者を増やすことを重視しているが、具体的な取り組みはまだ行われておらず、教育省管轄の技術・職業訓練校（農業高校含む）などとの連携はこれまでないことが確認された。技術教育職業訓練評議会（CTEVT）や、信州大学の支援を受けて農業高校のカリキュラム改善に取り組むカリキュラム開発局など教育省関係機関は、ネパール国内での技能労働者の育成と日本の技能実習や特定技能制度を通じたネパール人労働者の技術習得、人材の育成が相互に関連して実現できるよう、MoLESS と教育機関との連携・協力の必要性を指摘した。

ネパールでの人材確保の可能性について、本調査参加企業の希望でネパールの製糖業界関係者からの情報収集と現地工場の視察を行った。①同業界での技能労働者は主にインド人でネパール人作業員はインド人から技術指導を受けていること、②若者の農業離れが進み海外就労者が増えているため、ネパールでも若い労働者の確保は課題であること、③競争力のあるインド企業に押され、一部工場閉鎖に追い込まれるなどネパールの製糖業界は苦戦を強いられていること、などが明らかになった。

5-4-3 官民合同会合での議論

官民合同会議では、ネパール、日本両国の関係者のバックグラウンドが様々なことから、現地調査での明らかになった関係機関のニーズや課題を共有し、以下のような結論に達した。

課題 1: 様々な関連情報の不足

- 特定技能に関する政策や手続きに関する情報に関して、ネパールの一般市民に十分理解されていない。
- 技能実習生と特定技能者の違いに関する情報の不足。
- ネパール帰国後の農業・食品分野の技能実習生の現況に関する情報の不足。

- ・ 農業・食品分野で技能実習生や特定技能者に求められる、必要な知識や技能に関する情報の不足。
- ・ 特定技能ネパールの送出国に関する情報の不足。
- ・ 日本にいるネパール人労働者が直面する課題に関する情報の不足。
- ・ 特定技能制度でのネパール送出国の役割に関する不十分な理解や誤解。
- ・ 日本にいるネパール人労働者が直面する課題に関する情報の不足。

課題 2: ネパール人労働者の認識・知識不足

- ・ 日本の文化や社会に関する知識不足。
- ・ - 社会習慣・慣習。
- ・ - 職場での勤務形態・勤務管理。
- ・ - 日本の雇用制度（契約、税金、社会保障等その他の規則）など。

課題 3: 特定技能労働者の派遣と職業教育/訓練/ 現任訓練（OJT）との連携欠如

- ・ ネパール政府は海外就労に関して単純労働者から技能労働者派遣を重視。
- ・ 技能労働者育成に関して、農業分野や教育分野、民間企業との連携が不十分。
- ・ ネパールで技能労働者の育成をこれらの関係機関とどのように連携強化に取り組むのか不明。

このような課題に対応するため、ネパールと日本の政府間協力が重要な活動として、以下3点が提案された。

1. 関係情報の共有や議論を行える、関係者間のプラットフォームを設置する
2. 関係機関や関係者との連携・協力のもと、効果的な出国前オリエンテーション・研修プログラムを開発する
3. 技能を有する労働者を日本へ送り出すために、職業訓練教育や研修、技術系高校（農業高校含む）を優先的に重視する

5-4-4 まとめ、今後の活動に係る提言

今後ネパールからの日本の農業や飲食料製造業、外食業分野の特定技能者の受入れが本格的に始まることを想定して、ネパールと日本の関係機関が協力して行う活動として、以下を提案する。

1. 日本への海外就労に関する情報共有と経験共有の機会創設

本調査の官民合同分科会のように、MoLESS、DOFE、ジャパンユニットの政府機関や在ネパール日本国大使館、NAFEA や送出国、日本語教師・語学学校、日本人会商工部会の関係者が、引き続き対面で情報共有・協議できるよう、MoLESS のイニシアティブのもと、定期的な会合を開くことを提言する。また必要に応じて、農業・畜産開発省など関係機関も招待することが望ましい。

2. 日本での就労や就労の実態に関する啓発教育の実施

日本への渡航前に行う事前研修のプログラムや教材開発の分野で、上記1の会合で協議し関係者の意見を反映することが望ましい。また広く若者の日本での就学や就労に関する啓発教育が必要なことから、日本の支援として JICA 海外協力隊の隊員、例えば IEC（情報・教育・コミュニケーション）の分野の隊員、のジャパンユニットへの派遣の可能性を検討する。

3. ネパール国内での農業・食品分野での若い人材育成の強化

ネパールでの農業・食品分野での若い人材の育成を強化し、技能を持った海外就労者を増やすことを目指すため、MoLESS と教育機関との連携・協力が必要である。まずは JICA の草の根技術協力で信州大学が中心になって支援した「ネパールにおける農業高校の教育プロジェクト」やその後継プロジェクトに関する、成果や教訓の共有を JICA など日本側のイニシアティブで、教育省と MoLESS など関係機関と行うことを提案する。また将来的な日本の農業や飲食物品製造業、外食業でのネパール人材の活用も視野に入れて、教育省が職業訓練に力を入れていることもふまえて、CTEVT の取り組みと日本の協力の可能性を検討する調査を実施することが望ましい。

4. 日本の農業・食品分野でのネパール人技能実習生に関する実態調査の実施

日本の農業・食品分野でのネパール人の技能実習生の実態や帰国技能実習生のネパールでの実態については、体系的な調査が実施されていない。今後、日本の農業や飲食物品製造業、外食業でのネパールからの特定技能者の受入が本格化する前に、日本側がこの分野の詳細な実態調査を行うことを提案する。

5-4-5 専門家の意見

働き方改革の導入等による日本の農業・食品関連産業分野における人材不足問題が顕在化する中で、ネパール人材の派遣は一定のポテンシャルを有する。ただし、大卒等の学歴を必要とする場合、その可能性はかなり限定的となってしまうと考えられる。ネパールでいわゆる純粋な農学部は、ネパール唯一の国立大学であるトリブバン大学農学部と、私立大学2校の3校しかない。ネパールにおける大学進学率は高くなく、特にトリブバン大学出身者は、ネパールにおいていわゆるエリートであり、政府系機関への就職や研究者の道に進むものが多い。農学部出身者のみを対象とすると、その裾野は決して広くない。その意味では、官民合同会議の中でも議論されたが、ここ数年以来教育省が力を入れている技術系教育ストリームの中の農業分野と CTEVT を含めた中から人材を取り入れていく可能性と、技能労働者の育成をこれらの関係機関とどのように連携強化していくのかを調査検討していく必要がある。その一つの可能性として、例えば信州大学が取り組んでいる JICA 草の根技術協力事業「ネパール農業高校教育強化プロジェクト」では、技能実習及び特定

技能派遣につながる人材育成を目指している。

また、特定技能の派遣方法については、これまでの技能実習派遣が **G to B** であったのに対し、ジャパンユニット (**G to G**) が調整することになっている。これまで問題となっていた悪質な人材斡旋業者の関与を排除することが目的であるが、ネパール外国人雇用斡旋業協会 (NAFEA) や加盟企業からは不満の声が上がっており、ジャパンユニットが、いかにうまく機能し、ハンドリングできるかが今後の派遣実績を伸ばしていく鍵となると考えられる。